

平成 15 年度

# 包括外部監査の結果報告書

特別会計に係る事務の執行  
及び事業の管理について

宮城県包括外部監査人  
公認会計士 尾町 雅文

# 目 次

包括外部監査の結果報告書	1
<b>第1 外部監査の概要</b>	<b>1</b>
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	1
4 外部監査の方法	2
5 外部監査の実施期間	4
6 外部監査人補助者の資格と人数	4
7 利害関係	4
<b>第2 特別会計の概要</b>	<b>5</b>
1 宮城県小規模企業者等設備導入資金特別会計（担当課（以下同じ）：産業経済部 経営金融課、新産業振興課）	8
2 宮城県土地地区画整理事業特別会計（土木部都市計画課）	8
3 宮城県港湾整備事業特別会計（土木部港湾課）	9
<b>第3 外部監査の結果</b>	<b>10</b>
1 A社への施設の使用許可（宮城県港湾整備事業特別会計）	10
包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見	11
I 宮城県小規模企業者等設備導入資金特別会計	11
1 事業の概況	11
2 平成14年度決算の概要	13
3 利用実績	16
4 回収状況	17
（意見のまとめ）	21
II 宮城県土地地区画整理事業特別会計	22
1 仙台港背後地土地地区画整理事業の経緯	22
2 事業の概況	24
3 総事業費	24
4 事業計画の見直し	28
5 事業資金	29
（意見のまとめ）	33

Ⅲ	宮城県港湾整備事業特別会計	35
1	事業の概況	35
2	平成 14 年度決算の概況	36
3	港湾整備事業の現状と課題	40
4	臨海土地造成事業の現状	42
	(意見のまとめ)	46
	<参考資料>	47
1	宮城県港湾整備事業特別会計（産業経済部漁港漁場整備課）	47
2	宮城県公債費特別会計（総務部財政課）	47
3	宮城県母子寡婦福祉資金特別会計（保健福祉部子ども家庭課）	48
4	宮城県農業改良資金特別会計（産業経済部経営金融課、産業人材育成課）	48
5	宮城県沿岸漁業改善資金特別会計（産業経済部経営金融課）	49
6	宮城県林業改善資金特別会計（産業経済部経営金融課）	49
7	宮城県国有林特別会計（産業経済部森林整備課）	50
8	宮城県土地取得特別会計（総務部管財課）	50
9	宮城県流域下水道事業特別会計（土木部下水道課）	50

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合があります。

# 包括外部監査の結果報告書

## 第 1 外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件（監査テーマ）

#### （1）外部監査の対象

宮城県の会計のうち特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について

監査対象とした特別会計は次のとおりである。

- ① 宮城県小規模企業者等設備導入資金特別会計（担当課（以下同じ）：産業経済部経営金融課、新産業振興課）
- ② 宮城県土地区画整理事業特別会計（土木部都市計画課）
- ③ 宮城県港湾整備事業特別会計（土木部港湾課）

#### （2）監査対象期間

原則として平成 14 年度（平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日まで）。ただし、必要に応じて監査時点及び過年度についても監査対象とした。

### 3 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

普通地方公共団体（この報告書では、宮城県を指すものとする）の会計には、一般会計と特別会計がある（地方自治法第 209 条第 1 項）。宮城県の特別会計は上記 2.（1）の特別会計を含め、全部で 11 の特別会計がある（表 1、表 2、表 3 参照）。

平成 14 年度における宮城県の一般会計の規模は、歳入（収入済額）で 8,373 億 69 百万円、歳出（支出済額）で 8,218 億 29 百万円であるが、特別会計合計においては、歳入（収入済額）で 2,079 億 97 百万円、歳出（支出済額）で 2,010 億 30 百万円であり、歳入・歳出とも一般会計の約 4 分の 1 に達する規模となっている。

宮城県においても財政危機が叫ばれその改善に取り組んでいるところであるが、一般会計及び特別会計の予算・決算はともに議会、県政だより、ホームページ、報道等により広く県民に周知されるものの、特別会計は県民の関心が向きにくいことから、その実態を県民に開示することは有意義であると判断した。特別会計が具体的な設置目的を持ち、「特定の歳入をもって特定の歳出に充てる」とされる特別会計の意義が果たされているかどうか、また、管理運営事務が地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨を達成しているかどうか

かにつき、県民の関心が強いと判断した、宮城県小規模企業者等設備導入資金特別会計（小規模企業者等設備導入資金貸付事業及び中小企業高度化事業）、宮城県土地区画整理事業特別会計及び宮城県港湾整備事業特別会計（港湾整備事業）を監査テーマとして選定した。

## 4 外部監査の方法

### (1) 監査の要点

特別会計に係る事務の執行及び事業の管理の法令等への合規性、経済性・効率性及び有効性の観点から以下の項目について特に留意して監査を実施することとした。

- ① 特別会計の設置目的は適切か
- ② 一般会計との区分経理は適切か
- ③ 特定の歳入をもって、特定の歳出に充てられているか
- ④ 管理帳票類の整理・保管状況は適切か
- ⑤ 特別会計としての事業見通しは適確に策定されているか
- ⑥ すでに設置目的を達成している特別会計はあるか

### (2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。

なお、監査手続の適用に当たっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査<sup>(注)</sup>により行った。

(注) 試査とは、特定の監査手続の実施に際して、監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施することをいう。

#### 1) 監査対象の全般的把握のために行った手続

- ① 平成14年度歳入歳出決算附属書を閲覧した。
- ② 主要関連法規（各資金助成法、特別会計条例など）を閲覧した。
- ③ 質問書に対する回答書を査閲した。
- ④ 関係資料を閲覧し、担当課に質問した。

#### 2) 監査対象の個々の事項について行った手続

- ① 宮城県小規模企業者等設備導入資金特別会計（産業経済部経営金融課、新産業振興課）

監査手続として、関連資料の閲覧及び帳票・証憑の突合並びに担当者への質問を実施した。主な実施項目は以下のとおりである。

- 貸付け、リース、割賦取引に関する事務処理が関連法令及び所定の規則等に準拠して実施されているか試査により検証した。
- 収入未済となっている貸付金（未收割賦金及び未収リース料を含む）について回収状況（回収可能性の検証を含む）を検討した。

- 平成 12 年度から平成 14 年度までの不納欠損処理の有無、内容を検討するとともに、事務処理が、不納欠損処理基準等に準拠して実施されているか検証した。
- (財) みやぎ産業振興機構に対する貸付け、業務補助等の支出の内容及び金額の決定(査定)方法が妥当になされているか、関係書類を閲覧し検討した。

② 宮城県土地区画整理事業特別会計(土木部都市計画課)

監査手続として関連資料の閲覧及び帳票・証憑の突合並びに担当者への質問を実施した。主な実施項目は以下のとおりである。

- 土地区画整理事業に係る工事請負に関する支払・集計事務について、関連法令及び所定の規則等に準拠して実施されているか検証した(当該手続は仙台港背後地土地区画整理事務所において実施した)。なお、競争入札物件については残高 1 億円以上、随意契約については残高 1 百万円以上の取引を抽出して実施した。
- 土地区画整理事業に係る補償・補填支出に関する事務について、補償費の算定規則等に従って妥当な金額が算定されて事務処理が遂行されているか否かについて、試査により検証した(当該手続は仙台港背後地土地区画整理事務所において実施した)。
- 平成 15 年 8 月 27 日までに実行された保留地処分について、売却金額の算定、契約締結、引渡、処分金の収納等の事務が関連法令及び所定の規則等に従っているか検証した(当該手続は仙台港背後地土地区画整理事務所において、試査にて実施した)。
- 当初計画から第 2 回変更計画までの事業計画の推移を検討し、これまでの見直しと今後の見通しについて検討した。

③ 宮城県港湾整備事業特別会計(土木部港湾課)

監査手続として関連資料の閲覧及び帳票・証憑の突合並びに担当者への質問を実施した。主な実施項目は以下のとおりである。

- 港湾施設使用料の徴収事務、港湾施設管理費及び港湾施設整備費並びに港湾用地造成費の支払・集計事務が関連法令及び所定の規則等に準拠して実施されているか検証した(なお当該手続の実施に当たっては、石巻港湾事務所に往査し試査にて実施した)。
- 石巻港臨海土地造成事業について、計画の概要を把握するとともに、造成した土地の売却手続(売却単価の算定基礎を含む)が関連法令及び所定の規則等に準拠して実施されているか検証した。
- 県債(機能債と臨海債)の償還スケジュールと償還原資との関係について検討した。特に石巻港臨海土地造成事業については、平成 14 年度までの投資累計額、起債累計額、償還累計額と平成 15 年度以降の見通しについて検討した。

**5 外部監査の実施期間**

平成 15 年 7 月 11 日から平成 16 年 3 月 18 日まで

**6 外部監査人補助者の資格と人数**

公認会計士 3 名

**7 利害関係**

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 特別会計の概要

この報告書の理解に資するため、特別会計全般及び監査テーマとした特別会計について概説することとする。

まず、特別会計については地方自治法第209条において次のように規定されている。

(会計の区分)

第209条 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。

- 2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを定めることができる。

また、本条について次のように解説されている。

[解釈]一 本条は会計の区分に関する規定である。

—中略—

「特別会計」とは、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、一般会計から分離して別に収支経理を行う会計をいう。

「特定の事業を行う場合」とは、たとえば、水道事業、工業用水道事業、交通事業、病院事業、公共下水道事業等の公営企業（地財法六。同施行令一二参照）とか、その他の事業を行う場合である。また、「特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」とは、たとえば、記念造林等の事務事業の執行上特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要があるなどの場合である。「特定の歳入」には、一般会計からの繰出しによる歳入も含まれる（通知 昭三八、一二、一九）。

—中略—

個々の普通公共団体における具体的な特別会計は、右の二つの要件に該当するものでなければならないが、特別会計を設けて経理しなければならないものとしては次の二つの場合がある。

- (1) 水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業、港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業、公共下水道事業（地財法六。同施行令一二）
- (2) 地方公営企業法が当然に適用される企業（地公企法二1、一七）

右のうち、(1)の場合は本条の条例を必要とすることはいうまでもないが、(2)の場合は、地方公営企業法により特別会計の設置が義務づけられているので、本条の特別会計設置の条例は必要ないものと解してよいであろう（行実 昭三八、一二、一九）。

—以下、略—

「逐条 地方自治法（松本英昭著）」より

上記のとおり、特別会計における歳入には、一般会計からの繰出金も、「特定の歳入」として解することとされており、宮城県における特別会計の歳入においても、一般会計からの繰出金が「特定の収入」の一部となっている。一般会計からの繰出金とは、すなわち特別会計の歳入不足分を負担するということである。



表 1 一般会計及び特別会計の歳入歳出金額

(単位：百万円)

平成 14 年度宮城県歳入歳出決算附属書			
	歳入 ① (収入済額)	歳出 ② (支出済額)	歳入歳出 差引残額 ①－②
一般会計	837,369	821,829	15,540
特別会計			
宮城県小規模企業者等設備導入資金特別会計	5,196	1,608	3,587
宮城県土地区画整理事業特別会計	7,130	6,156	974
宮城県港湾整備事業特別会計	10,223	10,202	20
宮城県公債費特別会計	153,850	153,850	－
宮城県母子寡婦福祉資金特別会計	256	102	154
宮城県農業改良資金特別会計	796	357	439
宮城県沿岸漁業改善資金特別会計	255	3	252
宮城県林業改善資金特別会計	448	8	440
宮城県県有林特別会計	729	715	14
宮城県土地取得特別会計	10,495	10,495	－
宮城県流域下水道事業特別会計	18,618	17,533	1,085
特別会計合計	207,997	201,030	6,967

表 2 特別会計の歳入における一般会計からの繰入金（平成 13 年度との比較）

(単位：百万円)

特別会計	平成 14 年度	平成 13 年度	増減額
宮城県小規模企業者等設備導入資金特別会計	14	14	0
宮城県土地区画整理事業特別会計	688	898	△210
宮城県港湾整備事業特別会計	2,851	4,500	△1,649
宮城県公債費特別会計	108,989	103,216	5,773
宮城県母子寡婦福祉資金特別会計	－	－	－
宮城県農業改良資金特別会計	4	－	4
宮城県沿岸漁業改善資金特別会計	1	3	△2
宮城県林業改善資金特別会計	－	0	0
宮城県県有林特別会計	465	507	△42
宮城県土地取得特別会計	144	922	△778
宮城県流域下水道事業特別会計	2,885	2,761	124
合 計	116,041	112,821	3,220

(注) 1. △は減少を示す。

2. 平成 14 年度における一般会計からの繰入金の増加理由

① 公債費特別会計、公債費が前年度比 47 億 85 百万円増加したことによる。

3. 平成 14 年度における一般会計からの繰入金の減少理由

① 土地区画整理事業特別会計、繰越金が前年度比 4 億 73 百万円増加したことによる。

② 港湾整備事業特別会計、歳入規模が前年度比 39 億 41 百万円減少したことによる。

③ 土地取得特別会計、県債繰上償還による利子額が前年度比 4 億 22 百万円減少したことによる。

表 3 特別会計における県債残高

(単位：百万円)

特別会計	平成 14 年度
宮城県小規模企業者等設備導入資金特別会計	6,558
（1）小規模企業者等設備導入資金貸付事業	—
（2）中小企業高度化事業	6,558
宮城県土地区画整理事業特別会計	21,408
宮城県港湾整備事業特別会計	85,413
（1）港湾関係起債事業	84,414
（2）漁港整備事業	999
宮城県公債費特別会計	—
宮城県母子寡婦福祉資金特別会計	0
宮城県農業改良資金特別会計	—
宮城県沿岸漁業改善資金特別会計	—
宮城県林業改善資金特別会計	—
宮城県県有林特別会計	4,128
宮城県土地取得特別会計	—
宮城県流域下水道事業特別会計	33,905
合 計	151,414

宮城県の普通会計（一般会計及び上記特別会計）における平成 14 年度県債残高（特定資金公共投資事業債を除く）は、1 兆 3,166 億円である。

※表 1～3 の「0」は百万円以下の金額があり、「—」は金額がないことを示す。

監査テーマとした特別会計の概要は次のとおりである。

## 1 宮城県小規模企業者等設備導入資金特別会計

(担当課(以下同じ):産業経済部経営金融課、新産業振興課)

### (1) 小規模企業者等設備導入資金貸付事業(産業経済部経営金融課、新産業振興課)

根拠法令等	小規模企業者等設備導入資金助成法
設置目的	小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するため、都道府県が貸与機関に対して貸し付ける設備資金貸付事業及び設備貸与事業を行う場合において特別会計を設置して経理することを、小規模企業者等設備導入資金助成法において義務付けている。
歳入及び歳出	都道府県の一般会計からの繰入金、国の貸付金(設備資金貸付事業にあつては当該事業を行うのに必要な金額に相当する額以内の額、設備貸与事業にあつては当該事業を行うのに必要な金額の2分の1に相当する額以内の額)、償還金、違約金並びに附属雑収入をもってその歳入とし、貸付金並びに国への償還金及び一般会計への繰出金その他の諸費をもってその歳出とする(小規模企業者等設備導入資金助成法第10条第2項)。

### (2) 中小企業高度化事業(産業経済部経営金融課)

根拠法令等	中小企業総合事業団法
設置目的	高度化事業とは、中小企業者が組合等を設立し、共同して経営基盤の強化を図るために工場団地・卸団地・ショッピングセンターなどを建設する事業や第三セクターまたは商工会等が地域の中小企業者を支援する事業に対して、貸付けなどを行うものをいう。代表的な高度化事業としては、中小企業者が市街地に散在する工場や店舗などを集団で移転し、公害問題などのない適地に工場団地や卸団地を建設する集団化事業、商店街を街ぐるみで改造して街全体の活性化を図る集積区域整備事業などがある。 この事業は、基本的に宮城県が自ら貸付窓口となり、中小企業総合事業団から貸付原資の一部を借り入れ、組合等に対して長期・低利で貸付けを行っており、一般会計とは別に区分経理するためである。
歳入及び歳出	都道府県の一般会計からの繰入金、中小企業総合事業団の貸付金、償還金、違約金並びに附属雑収入をもってその歳入とし、貸付金並びに中小企業総合事業団への償還金及び一般会計への繰出金その他の諸費をもってその歳出とする(小規模企業者等設備導入資金助成法第10条第3項)。

## 2 宮城県土地区画整理事業特別会計(土木部都市計画課)

根拠法令等	土地区画整理事業特別会計条例(平成3年3月20日、宮城県条例第8号)
設置目的	仙台港背後地は、昭和39年度の新産業都市仙台湾地区の指定に伴う仙台港建設に際し、将来の工業地域に期することとされ、昭和57年11月に仙台港背後地整備推進協議会が設置、平成2年11月都市計画決定、平成3年7月事業計画決定し事業に着手したものである。 東北の国際化・情報化並びに物流の中心拠点として、なかでもセンター地区はシンボルゾーンとして、国際交流・貿易・物流機能を備えた、にぎわいと魅力ある空間の形成、施設の整備を行い、21世紀に向けたまちづくり及び地域経済の活性化を図る土地区画整理事業の円滑な運営とその適正な経理を行うため設置された。

歳入及び歳出 一般会計からの繰入金、国からの補助金、保留地の処分金その他の収入をもってその歳入とし、事業費その他の支出をもってその歳出とする。

### 3 宮城県港湾整備事業特別会計（土木部港湾課）

#### 港湾整備事業（土木部港湾課）

根拠法令等 港湾整備事業特別会計条例（昭和 39 年 3 月 26 日、宮城県条例第 27 号）

設置目的 港湾整備事業には、港湾の機能を効率的に発揮させるために必要なふ頭用地、上屋、荷役機械等を整備する「港湾機能施設整備事業」と、臨海部における工業用地等の造成を目的とする土地造成事業（これらに付帯する道路、排水施設等の事業を含む）である「臨海部土地造成事業」に大別される。対象は特定重要港湾である仙台塩釜港（仙台港区、塩釜港区）、重要港湾である石巻港であり現在大規模工事が進行中なのは石巻港のみである。  
施設整備事業は施設使用料、土地造成事業はその売却代金をもって起債の償還に充てるため、一般会計とは別に特別会計で区分して経理するため設置された。

歳入及び歳出 一般会計からの繰入金、使用料、借入金その他の収入をもってその歳入とし、事業費、事務費その他の諸費をもってその歳出とする。

なお、監査テーマとしなかった特別会計の概要は「包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見」に＜参考資料＞として掲げている。

### 第3 外部監査の結果

#### 1 A社への施設の使用許可（宮城県港湾整備事業特別会計）

使用料収入に関して、A社（宮城県の出資割合 33.3%）の下記使用料に関して減免措置が行われている。

表4 平成14年度の減免の状況

（単位：千円）

港湾施設	年間使用料	年間減免額	減免開始時期
中島上屋1号	25,668	16,547	平成7年10月
大手2号野積場	22,762	18,839	平成10年5月
雲雀野野積場	40,849	29,216	平成10年7月
合計	89,281	64,603	

注1. 減免開始時期

A社が保税倉主となった当該月から減免が開始されている。

#### 2. 石巻港の使用料収入（年間）

平成14年度： 4億70百万円

上記港湾施設の利用に関しては、毎月、宮城県石巻港湾事務所長宛の使用許可申請書により、「港湾施設管理条例」別表に基づく所定の使用料をもって港湾施設を使用させる許可をしながら、一方において毎月A社から宮城県石巻港湾事務所長宛に使用料減免申請がなされ、減免を認める稟議決裁（港湾事務所長決裁）がなされている。

当該港湾施設使用料の減免については、「港湾施設使用料の減免基準」の「その他、本表に該当しないものであっても、港湾の開発を促進し港湾の利用を増進すると認められる場合に、知事の承認を受けて使用料を減免することができる」によっている。

この減免措置は、保税蔵置場の許可を得た直後から継続している。当該保税許可申請には、一定の面積が必要であったこと及び宮城県が直接当該保税許可申請をできないため、民間業者に委託せざるを得なかった経緯があった。

港湾課によれば、「保税蔵置場許可申請に係る施設の全面積と同面積で県施設の使用許可申請を制度上求められることから、いったん全面積の許可後、毎月、使用した面積に応じて精算行為をしているもの」とのことである。

しかし、保税蔵置場許可申請時から現在まで引き続き措置され、かつ毎年度使用面積が許可面積に達せず今後も港湾の利用増進が改善できる見通しは不確実である中で、精算行為を減免措置に求めることは条例の趣旨に照らし疑問であり、このまま上記減免措置を行うことは適当ではない。

## 包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見

「平成 16 年 3 月 26 日付け包括外部監査の結果報告書」に関わる包括外部監査の実施過程において、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨から、私が重要であると思う合理的な事務の執行上の諸点につき検討したので、以下のとおり意見を申し述べる。

### I 宮城県小規模企業者等設備導入資金特別会計

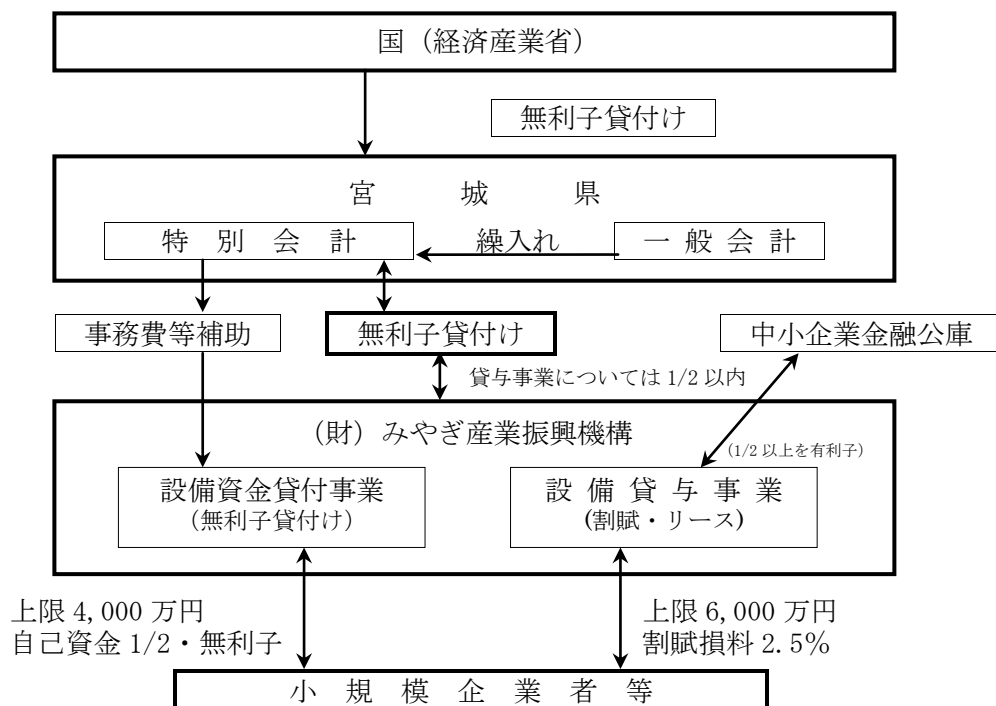
#### 1 事業の概況

小規模企業者等設備導入資金貸付事業（設備貸与事業を含む）と中小企業高度化事業の二つの事業が実施されている。

##### (1) 小規模企業者等設備導入資金貸付事業（設備貸与事業を含む）

小規模企業者等設備導入資金貸付事業（設備貸与事業を含む）は、県内の中小企業者（原則として従業員 20 人以下の小規模企業者（自営業者を含む））を対象に、設備投資に対する支援策として、長期で低利の設備資金の貸付事業や、設備の割賦・リース事業を実施するため、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき設置されている。

スキーム図



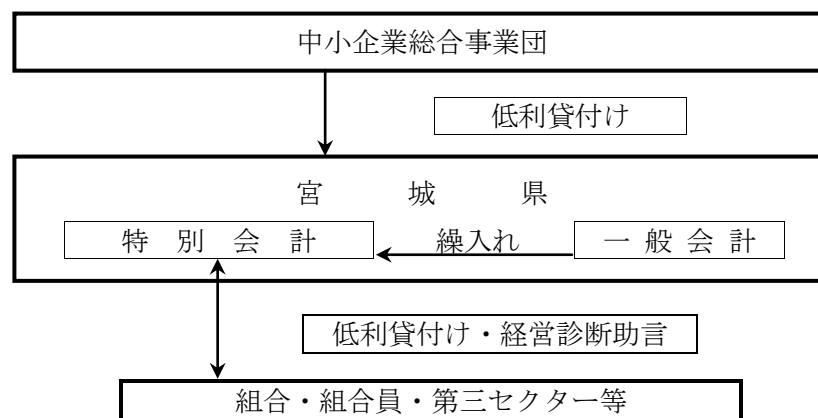
	設備資金貸付事業	設備貸与事業 (割賦事業)	設備貸与事業 (リース事業)
限度額	4,000 万円	6,000 万円	6,000 万円
利子、損料	無利息	保証金 10%、損料年 2.5%	月 1.392~2.990%
償還期間	7 年以内	7 年以内	7 年以内
担保	貸付額 1,000 万円 超について必要	不要	不要
連帯保証人	必要	必要	必要

- 注 1. 設備資金貸付事業では、貸付限度額は所要資金の 2 分の 1 以内とされている（所要資金の 2 分の 1 以上の自己資金を要する）。
2. 同事業の償還期間は、据置期間（1 年～2 年）経過後の年数である。なお、公害防止施設については償還期間が 12 年とされている。
3. 割賦・リースについては代金完済まで所有権が移転しないため、物件自体が事実上担保物権となる。

## （２）中小企業高度化事業

中小企業総合事業団法に基づき、宮城県が中小企業総合事業団から貸付原資の一部を借り入れ、地域の中小企業者が共同して行う事業等について組合等に対して長期で低利の貸付けを行っている。

スキーム図



宮城県が自ら窓口となり、中小企業総合事業団から貸付原資の一部を借り入れ、組合等に貸付けを行う方式（いわゆる A 方式）を基本としている。

他にユーザーが他都道府県にも所在する場合、宮城県から中小企業総合事業団に貸付原資を提供する方式（いわゆる B 方式）がある。

	高度化資金貸付事業
限度額	（上限なし）
利子	年 1.05%
償還期間	20 年以内
担保	必要
連帯保証人	必要

- 注 1. 原則として、所要資金の 80%以内とされている。
2. 償還期間は、据置期間（3 年以内）を含む年数である。

## 2 平成 14 年度決算の概要

平成 14 年度決算の概要は下表のとおりであり、大幅な収入超過（収入額＞支出額）になっている。収入超過となった原因は、新規貸出による支出額が過年度貸出の回収額を大幅に下回っているためである。

表 5 平成 14 年度決算

(単位：千円)

款・項・目	金額	
<b>歳入</b>		
一般会計繰入金	14,799	
繰越金	3,093,992	
諸収入		
県預金利子	5,315	
貸付金元利収入	2,081,968	
雑入	123	
<b>歳入総額</b>	<b>5,196,199</b>	
<b>歳出</b>		
商工費		
小規模企業者等設備導入資金貸付費	500,429	うち貸付金 196,301
公債費		
元金	983,313	
利子	124,966	
<b>歳出総額</b>	<b>1,608,709</b>	
<b>実質収支額</b>	<b>3,587,490</b>	

宮城県「平成 14 年度決算歳入歳出決算附属書」より

利用実績の低迷から、平成 14 年度では各制度とも貸付金の回収による収入額が新規貸付けによる支出額を大幅に超過している。その結果、35 億 87 百万円の次年度繰越金が生じている（前年度における同繰越金 30 億 93 百万円）。なお、商工費（小規模企業者等設備導入資金貸付費を含む）についての当初予算は 14 億 60 百万円であったが、補正予算で 8 億 22 百万円が減額されていた。貸付実績額 1 億 96 百万円は、補正後の新規貸出予算額 3 億 32 百万円をさらに下回っていた。

長期にわたる景気低迷により、小規模企業者等の設備投資意欲減退が今後も続く見通しであれば、次期以降の収支においても当面当年度と同様の状態は続くものと想定される。また、平成 14 年度末の貸付金および借入金残高を考慮しても繰越金は明らかに余剰の状態にある。

余剰となった繰越金について、宮城県は自主的判断により平成 13 年度から国に対する自主返還を実施している（返還額 2,249 万円）。その後、経済産業省より各都道府県知事宛に自主返還について配慮を求める通知が発せられ、平成 14 年度においても 2,249 万円を返還した（平成 14 年 10 月 1 日付け 平成 14.09.26 中庁第 1 号 中小企業庁長官）。また、平成 14 年度には 2 億 58 百万円（うち 2,249 万円は当該返還見合分）を一般会計に繰出している。



**表 6 平成 14 年度事業別貸付け・回収状況**

(単位：千円)

	貸付金回収額	新規貸付額
設備資金貸付事業	202,697	106,270
設備貸与事業	336,444	82,450
中小企業高度化事業	1,542,827	7,581
合 計	2,081,968	196,301

宮城県「平成 14 年度決算歳入歳出決算附属書」及び「経営金融課作成資料」より

注 1. 設備資金貸付事業（平成 12 年度以降）及び設備貸与事業は、小規模企業者等に対する貸付原資として（財）みやぎ産業振興機構に貸し出した金額である。なお、同機構への貸出額は、年度予算及び年度内の分納貸与等により利用者への貸付額と同額になっている。

**表 7 平成 14 年度事業別繰越資金残高**

(単位：千円)

	貸付資金預金
設備資金貸付事業	1,437,531
設備貸与事業	1,067,323
中小企業高度化事業	1,071,786
その他特定事務	10,849
合 計	3,587,490

注 1. 「小規模企業者等設備導入資金助成法第 10 条第 2 項に規定する特別会計に係る財務処理要領に基づいて宮城県が作成した貸借対照表」によっている。

2. その他特定事務 10,849 千円は、利息等運用益及び違約金等を原資としている。

**表 8 平成 14 年度末貸付金及び借入（県債）残高**

(単位：千円)

事業区分	貸付金残高	貸付件数	一件当たり平均	借入（県債）残高
設備資金貸付事業	544,620	92	5,920	—
設備貸与事業	701,556	—	—	—
中小企業高度化事業	8,977,278	103	87,158	6,558,571
合 計	10,223,454	—	—	6,558,571

経営金融課作成「長期貸付償還表」より

注 1. 貸付金残高は金利、違約金部分を除いた残高である。設備資金貸付事業については、平成 12 年度新規取引分以降、また設備貸与事業については（財）みやぎ産業振興機構に対する貸付金残高である。

2. 貸付件数及び一件当たり平均は、利用者との貸付契約件数とその一契約当たり平均貸付残高である。

**表 9 平成 14 年度末中小企業高度化事業貸付資金別内訳**

(単位：千円)

貸付種類	残高	件数
構造改善等高度化資金（共同施設貸付金：小振法）	1,274,812	8
構造改善等高度化資金（工場等集団化貸付金）	1,243,377	15
団地再強化（施設再強化）	1,137,023	2
団地再強化（団地再強化設備リース）	978,626	7
共同施設資金貸付金	955,665	11
構造改善等高度化資金（施設集約化・協業組合）	624,481	2
構造改善等高度化資金（小売商業等商店街近代化資金）	614,372	18
構造改善等高度化資金（共同施設貸付金：物流法）	592,640	1
その他	1,556,282	39
合計	8,977,278	103

経営金融課作成「長期貸付償還表」より

各事業の遂行は、各制度の趣旨に沿って無利息融資（設備資金貸付事業）又は低金利・損料（設備貸与事業、高度化事業）によっており、本来採算性のみを考慮して実施する事業ではないが、これらの事業の遂行には以下のようなコストが生じている。

本特別会計での事業の遂行には、以下の表 10 に示すように、2,357 万円（旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金の合計）を要している（本庁職員の人件費等を除く）。

**表 10 小規模企業者等設備導入資金貸付費の内訳（節）**

(単位：千円)

節	金額
旅費	898
需用費	783
役務費	127
委託料	1,281
使用料及び賃借料	1,997
負担金、補助及び交付金	18,486
小計	23,573
貸付金	196,301
償還金、利子及び割引料	22,499
繰出金	258,055
合計	500,429

宮城県「平成 14 年度決算歳入歳出決算附属書」より

注 1. 負担金、補助及び交付金は、(財)みやぎ産業振興機構に対する事務費補助である。

### 3 利用実績

最近 3 事業年度の利用状況（成約実績）は、下表のとおりである。近年の経済情勢を反映して、利用実績が低迷している。他都道府県の設備導入資金貸付事業では、平成 14 年度までは高知県だけが休止していたが、翌年度（平成 15 年度）に制度を休止している都道府県が 1 都 1 府 3 県（東京都、京都府、埼玉県、高知県、沖縄県）に及んでいる。設備貸与事業でも、1 都 3 県（東京都、群馬県、埼玉県、和歌山県）が平成 15 年度に休止した。

#### （1）小規模企業者等設備導入資金貸付事業

##### ① 設備資金貸付事業

表 11 設備資金貸付事業の推移

（単位：千円）

	件数	貸付総額	東北 6 県平均（件数）	全国平均（件数）
平成 12 年度	11	74,320	—	—
平成 13 年度	16	174,600	143,681 (14.5)	254,664 (23.1)
平成 14 年度	12	106,270	126,949 (13.0)	191,429 (18.2)

注 1.（財）全国中小企業設備貸与機関協会 平成 13 年度及び平成 14 年度「小規模企業設備資金事業の実績」による。

2. 全国平均は、休止している県（高知県）を除いた 46 都道府県の平均である。

3. 件数の平均は企業数によっている。

##### ② 設備貸与事業

表 12 設備貸与事業の推移

（単位：千円）

	件数	金額	東北 6 県平均（件数）	全国平均（件数）
平成 12 年度	43	430,000	—	—
平成 13 年度	25	371,100	332,390 (27.5)	434,047 (31.6)
平成 14 年度	22	214,900	250,445 (22.3)	382,380 (30.1)

注 1. 上記の金額、件数（企業数）は割賦事業及びリース事業の合計である。

2.（財）全国中小企業設備貸与機関協会 平成 13 年度及び平成 14 年度「小規模企業設備資金事業の実績」による。

3. 全国平均は、47 都道府県の平均である。

#### （2）中小企業高度化事業

表 13 中小企業高度化事業の推移

（単位：千円）

	件数	金額
平成 12 年度	7	1,721,014
平成 13 年度	4	914,457
平成 14 年度	1	7,581

設備貸与事業は、国及び県の資金を（財）みやぎ産業振興機構に貸し付け、同機構が申込から審査、代金の回収までを実行している。宮城県では、このほか、宮城県単独の機械類貸与事業（割賦）を行っている。宮城県単独の機械類貸与事業は平成 13 年度以降増加傾向にあるものの、両事業の合計では景気低迷の影響による利用実績の低下傾向が続いている。

**表 14 設備貸与事業、機械類貸与事業の推移**

（単位：千円）

	設備貸与(国、県)		機械類貸与(県)	
	件数	金額	件数	金額
平成 10 年度	106	987,485	59	950,000
平成 11 年度	73	750,000	43	850,000
平成 12 年度	43	430,000	36	568,591
平成 13 年度	25	371,100	25	592,365
平成 14 年度	22	214,900	33	684,697

注 1. 設備貸与(国、県)は、割賦・リースの合計である。

2. 機械類貸与(県)は、製造業等は資本金 3 億円以下又は常用従業員 300 人以下、卸売業は資本金 1 億円以下又は常用従業員 100 人以下、小売業及びサービス業は、資本金 5 千万円以下又は常用従業員 50 人以下の会社を対象企業としている。

#### **意見 1 設備資金貸付事業及び設備貸与事業の一時休止**

宮城県が行っている中小企業向け融資制度には、他に「中小企業経営安定資金」「中小企業産業振興資金」等があり、平成 14 年度の貸付実績では 279 億 37 百万円が一般会計の商工振興費に経理されている。設備資金貸付事業の利用実績の低下には、景気低迷による設備投資意欲の減退に加え、低金利下では無利息融資の魅力が薄らいできていることも事実であり、また所要資金の 2 分の 1 の自己資金を準備することが資金調達力の脆弱な小規模企業では厳しい条件になっているのではないかと考えられる。

設備貸与事業（国、県：割賦・リース）は他の制度にはないリース事業があることの優位性はあるものの利用実績の低迷が続いており、他の制度で利用者のニーズを十分補うことができるのではないかと考えられる。

以上、15 頁及び表 10 で記載したとおりこれらの事業は無利息又は低金利にて遂行されている反面、一定のコストを要していること、また近年の利用実績の低迷、宮城県（（財）みやぎ産業振興機構を含む）の行っている他の融資諸制度と本事業との関係等を勘案され本事業の一時休止を含む見直しを検討する時期にきているものと考えられる。

#### **4 回収状況**

設備資金貸付事業では未収債権額は 8,770 万円であったが、貸付残額に占める割合は 16.1%と高く、また未収債権額の 5 割程度は今後回収不能となる恐れがあると見積られる（表 15、表 16）。

設備貸与事業については国及び県から（財）みやぎ産業振興機構に必要資金の貸付けを行い、同機構が診断及び審査を含むすべての事務を遂行している。同機構の会計基準に従って貸倒引当金の計上がなされており、回収不能と見積られる金額に相当する貸倒引当金が計上されている。

中小企業高度化事業では貸付残高が多額にあり貸付金に占める未収債権額の割合は 1.7%と低いが、金額は 1 億 47 百万円あった（表 18、表 19）。なお、中小企業高度化事業は 14 頁表 8 に記載のとおり、一契約当たりの貸付額が平均で 8,715 万円と大きく、また大部分の契約が 15 年から 20 年の長期の契約となっており、さらに利用者が組合等の場合が多く、事業が不調となった場合に責任の所在が不明確になることも想定されるなど貸付金を全額回収するまでにはかなりのリスクが伴う事業である。

設備資金貸付事業及び中小企業高度化事業については、宮城県の会計規則（経営金融課「不納欠損処理基準」）に従い、回収できないことが確実になった場合、議会の承認を経るなどして不納欠損処理がなされている。

## 意見 2 不納欠損処理処分の迅速化

上記設備資金貸付事業及び中小企業高度化事業において、宮城県では「回収不能」とする判断基準は、実質的に請求できる債務者が存在しない場合としており、その債務者の償還能力の大小にかかわらず、請求できる債務者が存在する限り、貸付制度上全額回収の見込みがあるものと取り扱っている。

これに対し表 16 及び表 19 の注 2. により回収可能見積額を算定することが可能である。

しかし、前述のとおり、宮城県における「回収不能」とは、実質的に請求できる債務者が存在しない場合であって、債務者が存在していれば、たとえその債務者の償還能力に疑義があると認められても不納欠損処分は制度上行われぬ。もとより安易な不納欠損処分は避けなければならないが、債権の一部についても不納欠損処分が可能であることからすれば、不納欠損処理基準第 5 条「請求が事実上困難になったことに伴う不納欠損処分」の規定の運用上の具体的な取り扱いを事例から積み重ねることにより定めていくことも可能であり、弾力的な運用の検討が必要である。

### (1) 小規模企業者等設備導入資金貸付事業（設備貸与事業を含む）

#### ① 設備資金貸付事業

表 15 未収債権額については、据置期間経過後の第 1 回償還から未収となったケース（5 件）、完了検査の際に流用等が発覚したケース（3 件）など、当時の融資審査体制に課題があった。また、回収までに長期間を要しており、保証人に対する請求についてもすでに時効が成立しているケースも散見された。

しかし、平成 11 年度以降、各種債権管理マニュアルを作成し、毎年度「未収債権整理強化期間」を定めるなど、その着実な実行により、表 15 に示すように貸付金残高に占める未収債権額の割合は減少している。この水準は、他県と比較しても良好な水準である。

なお、貸付事務については平成 12 年度より一部の業務（500 万円以上の貸付けの場合の診断業務等）を除いて、（財）みやぎ産業振興機構に業務が移管されている。移管後に生じた貸付債権については、据置期間経過後間もないこともあって未収債権額は発生していない。

**表 15 貸付金残高に占める未収債権額の割合**

(単位：千円)

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
貸付残高 (A)	803,306	660,636	544,620
未収債権額 (B)	139,126	115,876	87,700
(B) / (A)	17.3%	17.5%	16.1%

**意見 3 今後回収不能となる恐れがある額**

平成 14 年度末現在の未収債権額は、8,770 万円 (13 件) あり、そのうち回収可能と見積られる額は表 16 の注 2. により算定した結果、4,354 万円であった。よって、4,415 万円が今後回収不能となる恐れがある額と見積られる。

**表 16 平成 14 年度末の未収債権額の内訳**

(単位：千円)

分類	未収債権額	件数	今後回収不能となる恐れがある額
計画どおり償還可能	1,220	1	—
回収見込あり	86,480	12	44,154
殆ど回収不能	0	0	—
回収不能	0	0	—
合計	87,700	13	44,154

注 1. 上記分類は、経営金融課が行っている債権分類である。

2. 上記表の「今後回収不能となる恐れがある額」は、未収債権額より以下の方法によって見積った回収可能見積額を差引いた金額であり、今後回収不能となる可能性が高い額である。

回収可能見積額

債権毎に債権残額 (債権残高 - 担保評価額 - 保証人からの回収見込額) と入金状況を勘案して算定した。

入金状況については、債権残高に比べ少額な入金で、長期間要すると見込まれるものは 2 分の 1 を回収可能見積額として算定している。

**② 設備貸与事業**

設備貸与事業 (割賦・リース) は、(財) みやぎ産業振興機構で昭和 41 年度より実施している (なお、県単独の制度としての機械類貸与事業 (割賦) は昭和 29 年度より実施している)。(財) みやぎ産業振興機構では、債権の納入不能に備えるため、貸倒引当金を計上している ((財) みやぎ産業振興機構「財務規程」第 67 条)。また延滞債権残額については、4 段階の債権区分を設定して債権の回収を図っている。平成 14 年度末の延滞債権残額を当該区分に従って分類すると以下のようになる。

**表 17 設備貸与事業延滞債権残額 (平成 14 年度末)**

(単位：千円)

ランク	設備貸与 (割賦)		設備貸与 (リース)	
	金額	件数	金額	件数
A	2,757	5	11,919	5
B	97,566	11	64,949	5
C	32,140	12	117,046	19
D	1,108	3	12,051	1
合計	133,572	31	205,967	30

注 1. 件数は契約件数である。

2. 上記延滞債権残額は、平成 15 年 3 月 31 日現在で弁済期限到来済の未収債権額である。

3. ランクは以下のように定めている。

A	支払期日に遅延しているが、返済の意思を示し、1年以内に回収の実績がある。
B	①遅延状況が支払期日から1年を超えているものの、企業、連帯保証人、機械売却先から回収が可能な状況にある。 ②倒産状態に陥ったが現在回復段階にあり、定期的回収がある。
C	破産等の回収困難な法的手続に入っている、あるいは遅延が支払期日から2年超となり、企業及び連帯保証人から定期回収は困難であるが、貸与機械や担保物権の処分、機械類信用保険の請求等により回収の余地がある。
D	上記Cの経過を経て機械類信用保険の受領等も終え今後全く回収が困難である。

同機構では、「財務規程」第67条(1)に基づき、上記延滞債権残額のうち、C及びDについて100分の50を乗じた額について貸倒引当金として計上している（なお、機械類信用保険によって残債（物件処分金額を除く）の2分の1程度の請求を行っている）。また、「財務規程」第67条(2)によりC及びDを除く全債権残高の1,000分の13を貸倒引当金に計上している。以上によって、平成14年度の設備貸与事業（割賦、リース）では、1億4百万円の貸倒引当金が計上されている。

機械類信用保険の制度は、平成14年度をもって新規分が廃止された。平成15年度からは、保険が負っていたリスクの一部軽減を図るため、国において暫定的な措置「設備機械類貸与事業円滑化補助金」（負担率 国：県＝1：1）が講じられた。

## （2）中小企業高度化事業

未収債権額は、平成元年までに貸し付けたものについて生じたもので、その後のものは生じていないが、未収債権額となった貸付総額の大部分が結果として回収不能となっており、当時の融資では担保保全がかなり不十分であったのではないかと指摘せざるを得ない。不動産について抵当権が設定されていなかった案件もあった。

表 18 貸付金残高に占める未収債権額の割合

（単位：千円）

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
貸付残高 (A)	10,650,170	10,082,593	8,977,278
未収債権額 (B)	144,461	147,274	147,704
(B) / (A)	1.4%	1.5%	1.7%

#### 意見4 今後回収不能となる恐れがある額

平成14年度末現在の未収債権額は、1億47百万円（6件）あり、そのうち回収可能と見積られる額は表19の注2.により算定した結果3,432万円にすぎず、1億13百万円は今後回収不能となる恐れがある額と見積られる。

表19 平成14年度末の未収債権額の内訳

(単位：千円)

分類	未収債権額	件数	今後回収不能となる恐れがある額
計画どおり償還可能	0	0	—
回収見込あり	137,725	5	103,398
殆ど回収不能	0	0	—
回収不能	9,979	1	9,979
合計	147,704	6	113,377

注1. 上記分類は、経営金融課が行っている債権分類である。

2. 上記表の「今後回収不能となる恐れがある額」は、未収債権額より以下の方法によって見積った回収可能見積額を差引いた金額であり、今後回収不能となる可能性が高い額である。

回収可能見積額

債権毎に債権残額（債権残高－担保評価額－保証人からの回収見込額）と入金状況を勘案して算定した。

入金状況については、債権残高に比べ少額な入金で、長期間要すると見込まれるものは2分の1を回収可能見積額として算定している。

#### 意見5 中小企業総合事業団（いわゆるB方式）との不納欠損額の負担割合

いわゆるB方式において、破産の最終配当後すでに10年経過しているにもかかわらず、宮城県と中小企業総合事業団との不納欠損額の負担割合について未決のものがあつた。これは、中小企業総合事業団法に基づく貸付規則に処理方法についての規定がないためであり、早急に規則等の整備が望まれるところである。

#### (意見のまとめ)

本特別会計における事業のうち、設備資金貸付事業及び設備貸与事業は、現在の経済環境下では2分の1の自己資金や連帯保証人の必要から、利用者のニーズにそぐわない制度となっているものがあり、結果として利用実績の低迷、余剰資金の増加となっている。制度自体は国の制度であるものの、宮城県の中小企業向け融資制度との関係等を勘案され、一時休止を含む見直しを検討する時期にきているものと考えられる（意見1）。

債権の回収については、回収管理が徹底しており、未収債権額は債権残高と比較した場合懸念される状況ではない。しかし、未収債権額の今後の回収可能性を検討すると、宮城県としては全額回収できる見込みであると取り扱っているが、外部の第三者としては、回収することが困難であると考えられる額が、設備資金貸付事業で4,415万円、中小企業高度化事業で1億13百万円となった（意見3及び意見4）。現状の制度下では、発生主義会計を採用している企業会計の場合と異なり、不納欠損処理基準により、「回収不能」と判断されるまで不納欠損処分ができない。不納欠損処理基準の第5条「請求が事実上困難になったことに伴う不納欠損処分」の規定の弾力的な運用を図る必要があると考えられる（意見2）。

なお、宮城県が対処する課題ではないが、中小企業高度化事業におけるいわゆるB方式の不納欠損処理については、中小企業総合事業団法に基づく関係規定の早急な整備が望まれる（意見5）。



## II 宮城県土地区画整理事業特別会計

### 1 仙台港背後地土地区画整理事業の経緯

仙台港背後地は、昭和 39 年度の新産業都市仙台湾地区の指定に伴う仙台港建設に際し、基幹工業地域(仙台港臨港地区内)に関連する工業地域に位置づけられ(昭和 41 年工業地域に用途指定)、いわゆる『6・4方式』(臨港地区内の用地買収にあたり、6割を買収、4割を地区内の公有地と交換)の代替地として将来の工業地域に期することとされた。

しかしながら、昭和 40 年代後半の石油ショック等による経済不況や経済構造の変化、基盤整備の立ち遅れにより、基幹工業地域にはある程度企業立地が行われたものの関連工業地域の工業開発はほとんど進まず未整備のまま取り残されることとなった。

こうした中、昭和 50 年代半ばになって同地区の一部において、住宅開発等の機運が高まり、無秩序な乱開発が顕在化しつつある中、地元からは用途の見直しをはじめさまざまな要望が出された。

一方、周辺においては、仙台国際貿易港構想や仙台東バイパス構想等が打ち出され、昭和 40 年代とは異なる視点で仙台港背後地の整備を図る必要があると各方面から強調されはじめた。

このため、宮城県と仙台市は昭和 55 年度から各種の調査を実施し、周辺を含めた仙台港の望ましい土地利用計画の検討を行った。昭和 57 年 11 月には、宮城県と仙台市の関係者で構成する仙台港背後地整備推進協議会(会長県副知事)が設置され、その事務局は宮城県土木部内に置かれた。同協議会は、3 年余り調査・検討した後、昭和 61 年 2 月に仙台港背後地 610 ヘクタールの土地利用計画を定めるとともに、未整備の約 250 ヘクタールを宮城県と仙台市が共同で土地区画整理事業により整備していく方針を決定した。

これらを受け昭和 61 年 4 月宮城県土木部に国際港都市整備課を設置し(事業費、人員を宮城県、仙台市がそれぞれ 2 分の 1 負担)、事業化へ向け所用の調査等を開始し土地区画整理法の規定等により本事業の事業主体を宮城県として平成 2 年 11 月 16 日都市計画決定、平成 3 年 7 月 23 日事業計画決定し事業に着手した。

(以上平成 15 年 6 月「センター地区土地利用計画に関する意見の取りまとめ」(仙台港背後地センター地区まちづくり検討委員会)より抜粋)

その後、平成 6 年 2 月の第 1 回変更計画で若干の事業費の見直しが行われ、平成 10 年 7 月の第 2 回変更計画では、総事業費及び事業期間の大幅な変更が行われた。

当該区画整理事業は、都市計画の用途地域の設定により飛換地が大部分を占めており、移転計画も玉突き移転となっているため、1ヶ所の計画の遅れの影響が広範囲に及ぶことから完了予定年度が大幅に遅れることとなった。

图 1 仙台港背後地土地区画整理事業設計図

## 2 事業の概況

### (1) 整備の目的

仙台港背後地の土地区画整理事業の目的は、宮城県のみならず、東北の国際化・情報化並びに物流の中心拠点として機能させることであり、中でもセンター地区については、仙台港背後地のシンボルゾーンとして、国際交流・貿易・物流機能を備えた、にぎわいと魅力ある空間の形成、施設の整備を行い、21世紀に向けたまちづくり及び地域経済の活性化を図るものである。

(2) 施行面積 約 258.5 ヘクタール  
(仙台市約 248.7 ヘクタール、多賀城市約 9.8 ヘクタール)

(3) 事業期間 平成 3 年度～平成 18 年度（当初計画は平成 10 年度完了予定）

(4) 土地利用計画（23 頁 図 1 参照）

表 20

(面積:ヘクタール)

地区名	用途地域	特別用途地区	面積	備考
センター地区	近隣商業地域	第 5 種特別用途地区	33.2	国際貿易・交流ゾーン
流通業務地区	工業地域	第 3、6 種特別用途地区	79.2	物流関連ゾーン
工業地区	工業地域	第 4 種特別用途地区	49.5	物流関連ゾーン
住宅地区	第 1 種中高層住宅専用地域		12.2	地区内住居移転
公共用地			77.4	道路、公園・緑地他
その他			7.0	鉄塔敷、ポンプ場敷地
合計			258.5	

(5) 減歩率 平均 30.1%

(6) 総事業費 592 億 60 百万円

## 3 総事業費

### (1) 計画の推移

当該事業は平成 2 年度より事業計画書作成に着手し、平成 3 年 7 月に事業計画決定がなされた。平成 6 年度まで仮換地計画作成のための調査が行われ、平成 7 年度より本格的な建物等の移転工事が開始された（26 頁表 22 参照）。

当該事業の総事業費は当初計画では、371 億円であったが、平成 10 年 7 月の第 2 回変更計画では、592 億 60 百万円となり、221 億 60 百万円（59.7%）の大幅な増額となっている。

当初計画と第 1 回、第 2 回変更計画及び平成 14 年度までの実績累計を事業内容毎に比較したものは 25 頁表 21 のとおりである。特に増加が顕著なのは、建物移転費、下水道整備費、整地費、調査設計費及び工事雑費である。

表 21 事業計画と実績累計比較

(単位：千円)

	単位	当初計画 (平成 3 年 7 月)			第 1 回変更計画 (平成 6 年 2 月)			第 2 回変更計画 (平成 10 年 7 月)			増減額 (注 2)	平成 14 年度までの実績累計			
		事業量	事業費	単価	事業量	事業費	単価	事業量	事業費	単価		事業費	進捗率		
公 共 施 設	架 造	幹 線 道 路	m	8,839	2,763,390	313	9,589	3,703,922	386	9,589	3,837,379	400	1,073,989	1,450,783	37.8%
		区 画 道 路	m	14,257	3,086,405	216	14,258	3,255,678	228	14,720	3,086,314	210	△ 91	1,301,442	42.2%
		特 殊 道 路	m	980	52,942	54	1,108	115,256	104	1,337	105,020	79	52,078	27,262	26.0%
		水 路	m	8,400	348,140	41	5,398	160,134	30	5,398	160,134	30	△ 188,006	3,877	2.4%
		公園・緑地施設費	㎡	113,040	500,168	4	112,012	314,825	3	111,595	457,611	4	△ 42,557	117,468	25.7%
	計			6,751,045			7,549,815			7,646,458		895,413	2,900,832	37.9%	
	移 転	建 物 移 転 費	戸	266	11,370,018	42,744	309	13,131,061	42,495	308	19,264,029	62,546	<b>7,894,011</b>		
		墓 地 移 転 費	基	396	65,340	165	396	67,320	170	396	99,000	250	33,660		
		計			11,435,358			13,198,381			19,363,029		7,927,671	15,758,242	81.4%
	整 備 費	移 設	電 柱 移 設 費	本	295	536,512	1,819	140	350,000	2,500	140	350,000	2,500	△ 186,512	150,347
ガ ス 移 設 費			m	180	2,900	16	180	3,000	17	180	3,000	17	100	3,317	110.6%
電 纜 移 設 費		m	12,600	466,800	37	—	—	—	—	—	—	△ 466,800	—	—	
上 水 道 移 設 費		m	11,575	1,886,300	163	8,865	1,950,484	220	8,865	2,524,846	285	638,546	1,645,280	65.2%	
下 水 道 移 設 費		m	1,440	364,183	253	1,497	401,648	268	1,497	1,324,200	885	960,017	1,086,686	82.1%	
計			3,256,695			2,705,132			4,202,046		945,351	2,885,630	68.7%		
項 該 当 事 業 費	法 第 2 条 第 2 項	上 水 道 整 備 費	m	37,670	1,557,000	41	31,690	1,252,842	40	35,566	2,002,385	56	445,385	1,327,059	66.3%
		下 水 道 整 備 費	m	50,165	4,438,291	88	44,199	3,977,825	90	75,829	10,739,148	142	<b>6,300,857</b>	7,772,394	72.4%
		ガ ス	m	36,220	585,230	16	36,220	605,200	17	45,180	137,480	3	△ 447,750	55,697	40.5%
		計			6,580,521			5,835,867			12,879,013		6,298,492	9,155,150	71.1%
整 地 費	㎡	800,000	1,736,527	2	1,756,803	1,728,061	1	1,813,845	4,270,542	2	<b>2,534,015</b>	3,220,647	75.4%		
附 帯 工 事 費			90,000			93,000			93,000		3,000				
工 事 雑 費			572,000			931,350			1,940,767		<b>1,368,767</b>	1,474,103	72.5%		
調 査 設 計 費	㎡	2,570,811	2,700,000	1	2,570,811	3,082,000	1	2,585,184	3,800,882	1	<b>1,100,882</b>	<b>3,899,449</b>	<b>102.6%</b>		
負 担 金			544,000			205,000			205,000		△ 339,000	240,308	117.2%		
工 事 費 計			33,666,146			35,328,606			54,400,737		20,734,591	39,534,361	72.7%		
損 失 補 償 費			250,000			270,000			513,000		263,000	<b>695,890</b>	<b>135.7%</b>		
借 入 金 利 子			1,548,000			1,643,000			1,932,260		384,260	1,244,561	64.4%		
事 務 費			1,635,854			1,718,394			2,414,003		778,149	1,400,923	58.0%		
合 計			37,100,000			38,960,000			59,260,000		22,160,000	42,875,735	72.4%		

「事業計画書」及び土木部都市計画課作成資料より

- 注 1. 単価は事業費／事業量で算出している。
- 注 2. 増減額は当初計画と第 2 回変更計画との増減額である。
- 注 3. 平成 14 年度までの実績累計には平成 14 年度の繰越明許費 1,657,956 千円及び事故繰越し 134,279 千円が含まれている。
- 注 4. 建物移転戸数について事業計画書 (第 1 回、第 2 回変更) には工作物の数量が含まれているが、概算数量であるため上表では主たる建物戸数を使用している。

表 22 年度別収入・支出対比表

(単位:千円)

年度		平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	累計
収	特別会計補助	60,000	100,000	518,000	258,000	550,000	511,000	480,000	412,000	930,000	620,000	2,057,000	1,742,000	958,000	9,196,000
	通	36,000	50,000	250,000	128,000	330,000	336,000	140,000	160,000	360,000	257,000	217,000	136,000	20,000	2,420,000
	交付金	24,000	50,000	268,000	130,000	220,000	175,000	340,000	252,000	570,000	363,000	718,000	604,000	878,000	4,592,000
	都市再生補助											1,122,000	1,002,000	60,000	2,184,000
	地方特定道路				83,000	50,000	198,000	750,000	334,000	562,000	1,863,000	1,608,000	1,491,267	710,000	7,649,267
	保留地処分金								233,047		878,730		121,544	587,788	1,821,109
	公管金				150,000	250,000	1,000,000	1,600,000	1,379,315	605,000	595,000	500,000	173,100	228,000	6,480,415
	県・市単独費			234							1,077,000		938,900	716,000	2,732,134
	地域開発事業債他		207,000	11,831	114,864	526,891	1,028,650	1,630,316	1,804,480	3,326,280	1,062,370	1,607,834	1,419,512	2,812,308	15,552,336
	合計	60,000	307,000	530,065	605,864	1,376,891	2,737,650	4,460,316	4,162,842	5,423,280	6,096,100	5,772,834	5,886,323	6,012,096	43,431,261
支	公共施設整備費				121,380	275,921	22,340	845,303	130,766	211,348	245,926	219,598	184,408	643,842	2,900,832
	移転・移設補償費					15,995	1,006,335	900,944	2,191,017	2,472,576	3,709,894	3,367,836	2,753,257	2,226,018	18,643,872
	移転補償費					12,413	184,153	173,792	1,718,420	1,984,095	3,521,808	3,347,460	2,627,762	2,188,339	15,758,242
	移設費等					3,582	822,182	727,152	472,597	488,481	188,086	20,376	125,495	37,679	2,885,630
	宅地整地				250,992	349,779	126,926	301,435	251,413	339,260	289,320	296,920	549,649	464,953	3,220,647
	上下水道・ガス工事等						944,428	1,774,988	738,671	1,457,072	982,225	803,009	1,208,113	1,246,644	9,155,150
	その他工事		5,140		6,074	179,996	264,337	149,552	168,988	207,502	150,511	109,465	101,627	130,911	1,474,103
	調査設計費	55,940	274,315	489,612	180,942	266,912	170,405	215,016	238,077	209,674	281,004	520,301	590,081	407,170	3,899,449
	上水道開発負担金					185,873			20,305	24,784	9,346				240,308
	その他補償費		778	234	89	11,024	48,644	66,823	59,666	65,279	69,580	82,513	123,571	167,689	695,890
	借入金利息			11,831	11,864	16,891	40,760	73,966	113,067	143,456	176,360	198,632	218,750	238,984	1,244,561
	事務費	4,060	26,767	28,388	34,523	74,500	113,475	132,289	147,372	188,829	181,934	174,560	156,867	137,359	1,400,923
	計	60,000	307,000	530,065	605,864	1,376,891	2,737,650	4,460,316	4,059,342	5,319,780	6,096,100	5,772,834	5,886,323	5,663,570	42,875,735
	借入金元金償還(地域開発債)								103,500	103,500				348,526	555,526
	合計	60,000	307,000	530,065	605,864	1,376,891	2,737,650	4,460,316	4,162,842	5,423,280	6,096,100	5,772,834	5,886,323	6,012,096	43,431,261

土木部都市計画課作成資料より

注1. 上表は収支の対比を分かり易くするため、収支の事業年度区分は原則として契約ベース、発生ベースで行われており決算書の収支額とは異なっている。また、保留地処分金のうち 10,309 千円は充当すべき支出が平成 15 年度に予定されていることから上記に含まれていない。

2. 上表と平成 14 年度決算歳入歳出決算書との相違は以下のとおりである。

決算書歳入合計額	7,130 百万円	決算書歳出合計額	6,156 百万円
前年度繰越額	△ 1,590	前年度繰越額	△ 1,614
当年度明許繰越	804	当年度明許繰越・事故繰越	1,792
臨道債・一般単独債元利支払資金の一般会計からの繰入額	△ 321	臨道債・一般単独債元利支出額	△ 321 (償還額の約 5 割に交付税が充当されるため上表に含めず)
一時借入金利息支払資金の一般会計からの繰入額	△ 1	一時借入金利息	△ 1
収入済保留地処分金繰越額	△10		
計	6,012	計	6,012

## (2) 費目別の計画比較及び実績の状況説明

### ① 建物移転費

当初計画では、暫定換地計画に基づき建物外観調査（構造及び使用形態）及び図上計測を行い仙台市近郊の移転事例を基に積算されている。

第2回変更計画では平成6年度に確定した仮換地計画に基づき、平成7年度より開始された建築物への立入り調査結果を踏まえ見直しが行われた。

当初計画が外観調査や図上計測によるものであったとはいえ、第2回変更計画で1戸当たり移転費が約42百万円から約62百万円と約20百万円（46.3%）も増加するというのは、当初計画の積算に不備があったといわざるを得ない。

なお、平成14年度までに移転契約が完了しているのは235戸で1戸当たり平均移転費は約67百万円となっており、第2回変更計画よりも約5百万円上回っている。

### ② 下水道整備費

雨水用下水道の埋設方法の変更（車道下から歩道両側へ）による延長の増加及び仙台市下水道計画の変更（5年確率から10年確率）によるものである。

### ③ 整地費

整地費については、当初計画では「地形的に平坦で大規模な造成は必要とせず住宅地区及びセンター地区を主に実施する」との方針により、整地工事を住宅地区、センター地区、保留地及び移転先地の80ヘクタールとした。第1回変更計画では市街化の促進を図るため基本的に地区全域の176ヘクタールについて整地工事を行うこととなった。しかし、事業量が2倍以上になったにもかかわらず事業費は若干減少しているが、これは当初計画では購入を予定していた盛土用の土を第1回変更計画では全て他事業から流用することとしたためである。

第2回変更計画では、工事の遅れ等もあり全量転用土で賄うことが出来ず購入土が必要となったことや地盤改良のための載荷盛土を行うことにしたため大幅な増加となった。

### ④ 調査設計費

調査設計費については、主に埋蔵文化財（中野高柳、沼向、竹ノ内遺跡）調査費の増加となっている。当初計画では要調査面積は把握されておらず、調査費約1億30百万円で積算しているのみであり、第2回変更計画では、要調査面積10ヘクタール、調査費9億44百万円と見積られていた。

しかし、平成14年度までの実績では、要調査面積15.55ヘクタールのうち調査完了7.45ヘクタール、調査費10億18百万円となっている。また、平成15年度以降の要調査面積は、8.10ヘクタール、調査費用12億23百万円と見積られている。

埋蔵文化財については、当初事業計画策定時より文化財保護課から当該地区に大規模な遺跡が存在する可能性を指摘されていたにもかかわらず十分な経費計上がなされなかったため、結果的に事業費が大幅に増加することとなった。

遺跡調査を行うための研究員の人員数が限られていること及び沼向遺跡は四世代の層からなる遺跡であり、上の層の調査が終わらないとその下の層の調査が実施で

きないことから、年間調査可能面積が限定されており、調査計画を前倒しすることが困難となっている。

#### ⑤ 工事雑費

仮設水路、調整池工事の追加である。これは平成 4 年の大雨による白鳥地区の大規模な冠水があったことから追加したものである。

#### ⑥ 損失補償費

総事業費削減のため、造成工事や歩道等の工事内容の見直し等を行っているが、移転計画の遅れから 101 条補償等(損失補償費)が増加しており、見直し効果が相殺されている。この 101 条補償とは、土地区画整理法に定められている補償で、仮換地の指定があっても、その仮換地に建築物等の障害となる物件が存する等によって使用収益が出来ず、かつ、仮換地指定されたことにより従前の宅地も使用収益できなくなった場合に、通常生じる損失を補償するものである。平成 14 年度の実績で 101 条補償は、1 億 44 百万円 (237 件) 発生している。

### 4 事業計画の見直し

センター地区について造成工事完了を平成 15 年度に前倒したが、流通業務地区及び工業地区については、飛換地に伴う玉突き移転の遅れから平成 18 年度の完了はかなり難しい状況となっている。

また、25 頁表 21 のとおり項目別に見ると平成 14 年度までの実績累計で第 2 回変更計画の事業費総額を超過している項目もあり、総事業費についても現計画を超過することは避けられない状況となっていることから、平成 16 年秋を目処に第 3 回変更計画の認可を受けべく現在事業計画の見直し作業が行われている。

#### 意見 1 専従県職員人件費の特別会計における区分経理

本特別会計には本土地区画整理事業の専従県職員の人件費は一部しか含まれていない。これは事業費の一定割合で計算される事業費支弁人件費しか計上していないためである。当該事業の専従県職員は、土木部都市計画課仙台港背後地整備班 4 名及び仙台港背後地土地区画整理事務所 17 名の計 21 名となっている。平成 14 年度の県職員の一人当たり平均給与費は 7,609 千円となっており、単純計算で年間約 1 億 60 百万円の給与費が当該事業で発生していると推定される。しかし、本特別会計に計上されている人件費は約 49 百万円であり残りは一般会計で経理している。

長期間にわたり多数の専従者が必要となる大規模プロジェクト事業であり、その専従者の人件費が多額に上ることから、専従県職員の総人件費を含めた適正な事業費の計上が望まれる。

## 5 事業資金

### (1) 概要説明

表 23 事業資金内訳

(金額：千円、構成比：%)

項 目	当 初 計 画 (平成 3 年 7 月)		第 2 回変更計画 (平成 10 年 2 月)		平成 14 年度ま での実績累計
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額
保留地処分金	19,789,000	53.3	20,000,000	33.7	1,821,109
補助事業費	9,500,000	25.6	9,255,000	15.6	9,196,000
国庫負担金・補助金	5,831,700		4,780,900		4,403,750
県費・市費（仙台市）	3,668,300		4,474,100		3,686,250
臨時地方道路整備事業債	—		—		639,000
一般単独事業債	—		—		467,000
公共施設管理者負担金(仙台市)	7,811,000	21.1	7,811,000	13.2	6,480,415
地方特定道路整備事業費	—		12,092,000	20.4	7,649,267
県費・市費（仙台市）	—	—	1,209,200		839,267
臨時地方道路整備事業債	—	—	10,882,800		6,810,000
単独費	—	—	9,470,732	16.0	2,732,134
その他	—	—	631,268	1.1	14,996,810
合 計	37,100,000	100.0	59,260,000	100.0	42,875,735

土木部都市計画課作成資料より

注 1. 上記平成 14 年度までの実績累計には事業費とのバランスをとるため、収入未済額 289,485 千円（国庫負担金・補助金 202,049 千円、公共施設管理者負担金 74,742 千円他）、借入実行を平成 15 年度に延期した地域開発事業債 539,000 千円を含めている。

表 24 平成 14 年度末現在の宮城県土地区画整理事業に係わる県債残高内訳

(単位：千円)

種 類	金 額
地域開発事業債	14,026,474
臨時地方道路整備事業債	6,915,472
一般単独事業債	467,000
合 計	21,408,946

当初計画では総事業費の 53.3%を保留地処分金で賄う予定であったが、第 2 回変更計画では 33.7%となっている。公共団体等が施行主体となっている土地区画整理事業の事業資金内訳の平成 11 年度全国平均は、補助対象事業費 37%、保留地処分金 26%、公共施設管理者負担金 4%、地方単独費等 33%となっており、当該区画整理事業における保留地処分金の比率は全国平均と比較すると若干上回っている。



単独費 94 億 70 百万円は、国の補助金等がなく県及び市町村が単独で負担するものであり、平成 3 年に仙台市と 2 分の 1 ずつ負担する旨の覚書が取り交されている。単独費は第 2 回変更計画において事業内容の変更に伴って計上されたものである。今後、保留地の処分価格が想定価格を下回った場合の補填は単独費（一般会計からの繰入れ）で行われることになる。

公共施設管理者負担金は、当該地区に建設される公園（全 10 箇所のうち、5 箇所）の管理者たる仙台市が全額負担するものである。

臨時地方道路整備事業債及び一般単独事業債の合計 79 億 16 百万円については、償還時に元利合計額の内約 50%強に交付税が充当され、残りを宮城県と仙台市で 2 分の 1 ずつ負担することになる。

平成 14 年度までの実績累計の「その他」は、主に地域開発事業債である。当該起債は保留地処分金で償還することを予定している。地域開発事業債は償還期限までにそれに見合う保留地が処分できていないと単独費（一般会計からの繰入れ）で償還することになる。地域開発事業債の償還予定（金融機関との約定ベース）は以下のとおりとなっている。

**表 25 地域開発事業債償還予定表**

(単位：千円)

年 度	元 金	利 息	元利合計
平成 15 年度	560,250	262,094	822,345
平成 16 年度	980,703	262,072	1,242,774
平成 17 年度	1,444,315	229,923	1,674,238
平成 18 年度	2,083,661	187,515	2,271,176
平成 19 年度	2,514,602	138,517	2,653,118
平成 20 年度	725,712	90,258	815,970
平成 21 年度	338,518	80,389	418,907
平成 22 年度	1,292,571	76,659	1,369,230
平成 23 年度	1,767,571	54,919	1,822,491
平成 24 年度	1,637,571	30,688	1,668,259
平成 25 年度	1,220,000	7,936	1,227,936
合計	14,565,474	1,420,970	15,986,445

土木部都市計画課作成資料より

平成 15 年度の元利償還額 8 億 22 百万円に対し保留地処分額は 2 億 27 百万円となっており、差額は一般会計からの繰入れで償還することになる。

## (2) 保留地処分の状況

保留地の所在地は表 26 のとおり区画整理地区内の各所に分散している。

表 26 地区別保留地の状況

(単位：㎡)

地区名	画地数	保留地面積	処分済み	販売中	整備中
センター地区	16	34,642	321	—	34,321
工業地区	55	101,591	20,234	3,464	77,893
住宅地区	26	16,213	1,319	3,303	11,591
流通業務地区	77	110,041	4,676	8,848	96,517
合計	174	262,487	26,550	15,615	220,322

(平成 15 年 12 月 15 日現在)

現時点で処分可能な保留地約 4.2 ヘクタール中、処分済みは約 2.7 ヘクタール（処分量 20 億 67 百万円（契約ベース）、平均売却単価 77,843 円/㎡）となっている。保留地の処分は原則として公募による抽選で売却するが、知事が特に必要と認める場合は競争入札又は随意契約により売却することが出来る（仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業の施行に関する条例第 7 条）。

これまでの処分実績を見ると仙台市下水道局に売却したもの 10,687 ㎡、減歩による土地面積減少により事業継続に支障がある企業等が隣接保留地を買い足すいわゆる付保によるもの 2,344 ㎡、その他保留地処分要綱第 12 条第 1 項第 4 号の特別の事由により随意契約で売却したもの 12,805 ㎡であり、一般公募により売却できたものは住宅地 2 区画 714 ㎡のみである。

第 2 回変更計画では保留地処分面積 262,820 ㎡、処分量 200 億円となっており、平均売却単価は 76,098 円/㎡を想定している。これまでの処分実績では計画を上回っているが、現在販売中の 20 区画（面積 15,615 ㎡、金額 11 億 44 百万円、平均単価 73,288 円/㎡）のうち流通業務地区 3 区画（面積 5,137 ㎡、金額 3 億 48 百万円、平均単価 67,720 円/㎡）は平成 13 年度に売出したが買い手が付かず、平成 14 年度に価格を約 14%引き下げて再売出したにもかかわらず売れ残っている。今後の処分価格が想定を 10%下回れば保留地処分金による収入は約 18 億円減少することになり、その不足分の補填は単独費（一般会計からの繰入れ）で行わざるを得ないものと考えられる。

保留地の処分に関しては処分予定地の約 16%しか処分可能な状態になっていないが、今後の処分見通しは、現状の不動産市場の状況から判断すると計画どおり処分することは非常に困難であることは明らかである。これに対し保留地の販売促進策として宮城県では以下のような取組みを行っている。

### ① センター地区の早期立上げ

平成 18 年度完成予定を平成 15 年度中に造成工事を完了させ、早期に利用を開始しその波及効果により周辺土地利用の活性化を図り保留地販売へのインセンティブを与える。

## ② 土地利用規制の緩和

都市計画特別用途地区の変更等により建築物の用途や面積の要件を緩和する（平成 14 年度に産業道路沿いの流通業務地区において実施）。

## ③ 不動産販売の媒介報酬制度の導入

既に県有地処分にあたって採用している制度を当該地区の保留地販売にも適用できないか検討する。

## ④ 保留地処分要綱の改正

公募申込者に対する資格制限、申込制限、買受者に対する契約上の制限を必要最小限にする（分割納付期限の延長（5→10 年）、利率の引き下げ（6→2.2%））。

## ⑤ 企業進出意向調査の実施

土地利用の促進を図るため企業の意向等を把握する（平成 7 年度、平成 13 年度にアンケート調査を実施）。

## ⑥ 保留地管理法人の活用の検討

保留地管理法人（公共団体施行は同団体が 4 分の 1 超出資）が保留地を買取る場合、国及び地方公共団体がその資金について 4 分の 1 ずつ無利子で貸付けを行う制度を利用することが出来る（25 年内均等半年賦償還（内据置期間 10 年内））。

ただし、残り 2 分の 1 は、保留地管理法人が独自に調達することになり市中金融機関より借入れることとなる。

## 意見 2 保留地管理法人の留意点

本区画整理事業を早期終結させるための方策として保留地管理法人への保留地の売却は有効な手段ではあるが、根本的な解決策ではないことに留意する必要がある。それは、賃貸料収入だけでは保留地の買取資金全額を返済することは不可能であり、保留地に関しては最終的には売却しなければならないからである。また、売却できても保留地管理法人が買取りした価格以上で売却できなければ、その損失の負担は宮城県が行うことになり、結局、県民の負担となるのである。

したがって、保留地管理法人へ売却した後も県はその保留地の処分について必要な支援を行っていくことが肝要である。

## (意見のまとめ)

本土地区画整理事業は、当初計画では 371 億円と見積って事業に着手している。現時点での計画総事業費は 592 億円となっており、整備計画の変更による下水道整備費、整地費の増加や水害対策による工事雑費の増加等やむを得ないものもあるが、建物移転費や調査設計費は、事業着手前に十分な把握ができなかったことによる過少見積りがあったといわざるを得ない。今後の事業計画の見直しにおいては、専従県職員の人件費の検討など事業内容を精査の上、適正な事業費の計上が望まれる（意見 1）。

第 2 回変更計画の資金計画に占める単独費の割合は 33.7%と全国平均並であったが、現状の不動産市場の状況から判断すると保留地を想定している価格で販売することができない可能性が高く、不足分の補填は単独費（一般会計からの繰入れ）で行われることになる。したがって、保留地管理法人の設置を含め今後も保留地処分方策の検討を重ねていくことが必要である（意見 2）。

また、現計画では事業完了予定が平成 18 年度となっているが、現在の工事進捗状況からすると更に数年延びることは避けられない状況である。事業完了の遅れは更なる損失補償を必要とし、また、保留地処分の遅れは一般会計からの繰入れにつながることで、できる限り事業完了を早めるための検討を行っていくことが望まれる。

## ＜区画整理関係用語説明＞（土木部都市計画課作成資料より）

### ◆ 換 地

土地区画整理事業施行により、従前の土地に対して新しく置き換えられた整理後の土地を「換地」という。換地は、換地処分公告があった日の翌日から従前の土地と見なされる。換地には、事業施行前の個々の土地についての所有権、借地権、永小作権などの権利がそのまま移っていく。

### ◆ 飛 換 地

従前の宅地を現位置から飛び離して換地位置を定めることを飛換地という。

### ◆ 減 歩

事業に必要な土地は、区域内の権利者から少しずつ出して頂く仕組みになっており、この土地の面積が事業により減少することを「減歩」という。減歩は、その目的により公共用地（道路、公園等）を生み出すための公共減歩と、事業費の一部に充てるために売却する保留地を生み出すための保留地減歩とがある。

### ◆ 保 留 地（土地区画整理法第96条）

公共団体等施行の土地区画整理事業においては事業費に充てるため、個人及び組合施行の土地区画整理事業においては事業費に充てるため又は定款等で定める目的（小学校設置等）のため、整理後の一定の土地を換地として定めずに第三者に売却、又は一定の目的に使用するために施行者が確保する土地を「保留地」という。

### ◆ 仮換地指定（法第98、99条）

工事のため必要がある場合、又は換地計画に基づき換地処分を行うため必要がある場合において、従前の宅地に代えて仮に使用し、収益することができる一定の土地を指定できることになっており、この土地を仮換地といい、この仮換地の位置、地積等を権利者に通知する行為を仮換地指定という。仮換地の指定が行われると、従前の土地について使用収益することができる者は、その仮換地について従前の土地と同様の使用収益をすることができるようになる（使用収益の開始日を別に定めた場合を除く）が、従前の土地については使用収益することができなくなる。

### ◆ 使用収益開始（法第99条）

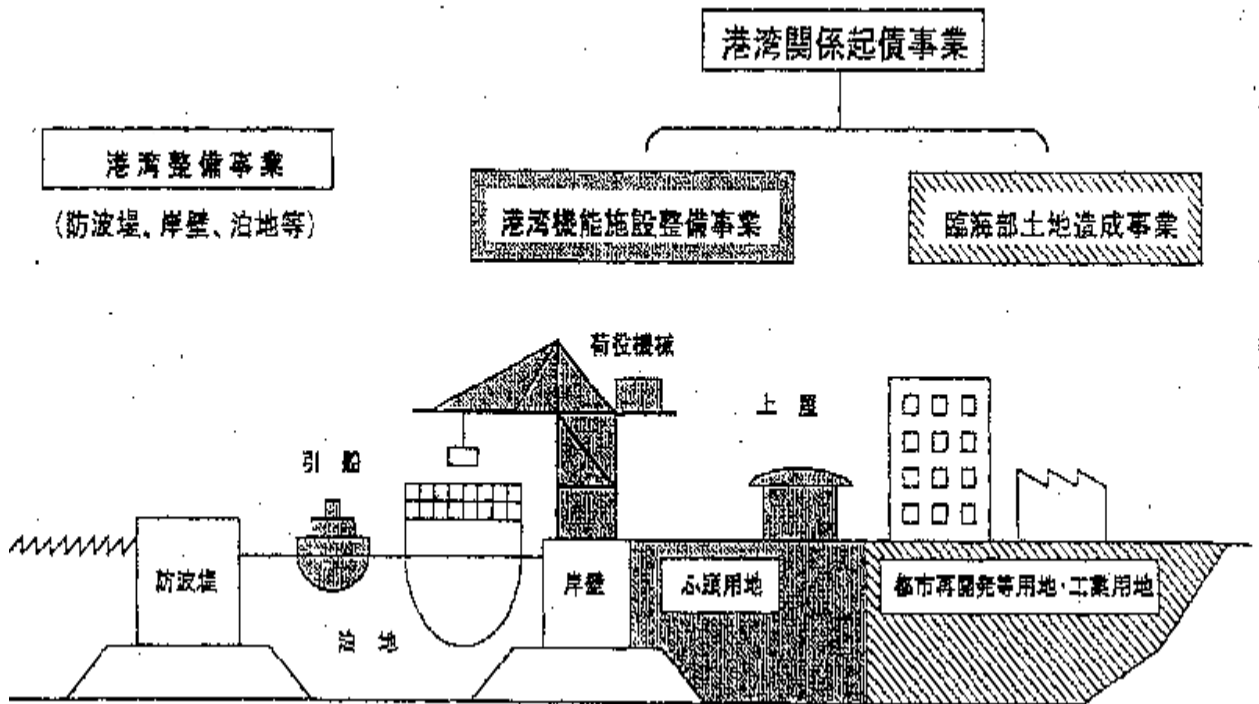
仮換地指定と同時にその仮換地についての使用収益が開始される場合の他、その仮換地に使用収益の障害（移転物件の存在、整地工事の必要性等）があるときには、施行者が使用収益の開始日を別に定めることがある。その場合は後日障害がなくなった時点で使用収益の通知を行う。

### Ⅲ 宮城県港湾整備事業特別会計

#### 1 事業の概況

宮城県が行っている港湾整備事業は、港湾整備事業による岸壁等の基本施設の整備に対応して、港湾の機能を効率的に発揮させるために必要なふ頭用地、上屋、荷役機械等を整備する港湾機能施設整備事業（当該施設整備に係る起債は「機能債」と呼ばれている。償還期間 20 年）、及び工業用地等の造成を目的とする臨海部（附帯する道路、排水施設等の事業を含む）における土地造成事業（当該土地の造成に係る起債は「臨海債」と呼ばれている。償還期間 10 年）、並びに港湾施設使用料をもって港湾施設を維持管理する事業から成っている。

図 2 事業の関係図



社団法人日本港湾協会（国土交通省港湾局監修）「数字でみる港湾 2003」より

- 注 1. 防波堤、岸壁及び泊地（上図白色部分）については、主に国の資金により建設され、完成後は宮城県の所有となる。係留までの入港料、水域等占用料、係留施設及び港湾施設用地使用料については、一般会計で経理処理される。
2. ふ頭用地、荷役機械、上屋、野積場、荷捌地及び船舶給水設備等（上図黒塗部分）については、宮城県の資金（機能債）によって建設され、完成後の使用料収入は特別会計で経理処理される。
3. 港湾背後地の工業用地等（上図斜線部分）の開発については、開発した臨海土地を企業に売却して得た資金によって造成事業を行う。ただし、売却までの投資資金は宮城県の資金にて賄う（臨海債）。なお、売却による収入は特別会計で財産収入として経理処理される。

現在、宮城県内には、特定重要港湾として仙台塩釜港（仙台港区及び塩釜港区）、重要港湾として石巻港、地方港湾として気仙沼港、松島港、女川港、雄勝港、荻浜港、表浜港、金華山港及び御崎港がある。

**表 27 平成 14 年 港湾別取扱貨物量**

	仙台塩釜港 (仙台港区)	仙台塩釜港 (塩釜港区)	石巻港	気仙沼港	その他 5 港
輸出(フレート・トン)	1,022,897	26,812	69,854	14,875	0
輸入(フレート・トン)	7,285,685	525,592	3,419,637	1,859	0
外貿計	8,308,582	552,404	3,489,491	16,734	0
移出(フレート・トン)	9,656,387	179,850	180,708	472,314	383,981
移入(フレート・トン)	14,086,340	3,186,884	1,284,740	790,613	131,427
内貿計	23,742,727	3,366,734	1,465,448	1,262,927	515,408
合計	32,051,309	3,919,138	4,954,939	1,279,661	515,408
入港船舶隻数	6,165	16,659	7,097	45,642	56,708
同総トン数	34,399,560	4,568,570	5,434,418	2,738,943	2,910,552

「平成 14 年宮城の港湾統計」（宮城県土木部港湾課）より抜粋

- 注 1. 「その他 5 港」とは、松島港、女川港、雄勝港、荻浜港及び金華山港をいう。
2. 「フレート・トン」とは、港湾取扱貨物量の単位であり、容積 1.133 m<sup>3</sup> (40 立方フィート) 又は重量 1,000Kg を 1 フレート・トンとして何れか大きい方で計上される。

宮城県では、海外との貿易取引及び国内の移出入取引においても、従前から圧倒的に輸入（移入）取引が大きい割合を占めている。そのため、港湾整備事業においても臨海部の土地造成事業に重点を置く必要があり、また土地区画整理事業でも背後地の開発が重要であった。しかしながら、宮城県の取扱貨物量（入港船舶隻数及び総トン数）は、平成 9 年頃がピーク（平成 9 年総トン数：57,650,123 トン）であって、以後、各港湾とも減少傾向が続いている。

## 2 平成 14 年度決算の概況

平成 14 年度決算では、後述するように臨海土地造成事業に関する投資のかなりの部分が終了しており、過年度に起債した県債の償還に係る公債費が 90 億 25 百万円生じている。また、歳入においては県債による収入が 51 億 78 百万円（うち借換債 33 億 11 百万円）と一般会計からの繰入金で 28 億 51 百万円と大きな割合を占めている。每期継続的に計上される使用料及び手数料収入が 9 億 61 百万円と当年度に臨時的に生じた不動産売却収入 10 億 70 百万円では、当年度負担分の県債償還 90 億 25 百万円を賄うことができないため、起債と一般会計からの繰入金で賄っているという非常に逼迫した状況であった。

表 28 平成 14 年度決算

(単位：千円)

款・項・目	金額	港湾整備	漁港整備
<b>歳入</b>			
使用料及び手数料	961,578	961,578	—
財産収入	1,070,788	1,070,788	—
繰入金	2,851,776	2,350,000	501,776
繰越金	62,014	38,702	23,312
諸収入			
貸付金元利収入	69,042	69,042	—
雑入	30,618	30,618	—
県債	5,178,000	5,178,000	—
<b>歳入総額</b>	<b>10,223,819</b>	<b>9,698,728</b>	<b>525,088</b>
<b>歳出</b>			
農林水産業費	771	—	771
土木費			
港湾費			
港湾施設管理費	192,465	192,465	—
港湾施設整備費	933,827	933,827	—
港湾用地造成費	49,868	49,868	—
公債費			
元金	6,530,858	6,061,858	469,000
利子	2,495,030	2,439,762	55,268
<b>歳出総額</b>	<b>10,202,821</b>	<b>9,677,780</b>	<b>525,039</b>
<b>実質収支額</b>	<b>20,997</b>	<b>20,948</b>	<b>49</b>

宮城県「平成 14 年度決算歳入歳出決算附属書」及び「土木部港湾課作成資料」より



次年度以降の決算収支見込みは、下記のように考えられる。

## (1) 使用料及び手数料収入と機能債の償還支出

港湾施設整備事業に関して、本特別会計では、歳入（収入済額）として使用料及び手数料収入が経理され、歳出（支出済額）として港湾施設の運営に係る業務委託費、機械等の修繕費である港湾施設管理費及び港湾施設整備費が経理されている。また、港湾施設への投資原資（貨物上屋や荷役機械等への当初支出額）となった県債の償還金は公債費（元金及び利子）支出として経理される。

### ① 每期計上される使用料及び手数料

平成 13 年度が 9 億 65 百万円、平成 14 年度が 9 億 61 百万円経理されている。今後石巻港が整備されるものの、最近数年間の取引量は減少しており急激な増加は期待できない。また、使用料及び手数料収入を得るために要する港湾施設管理費（上屋管理、修繕費、荷役機械の管理業務委託費及び修繕工事費等）として、平成 13 年度に 1 億 85 百万円、平成 14 年度に 1 億 92 百万円を支出している（過去 2 年の平均純収入は 7 億 74 百万円であった）。

### ② 機能債の償還支出

一方、過年度に当該収入を得るために港湾機能施設（荷役機械、ふ頭用地整備、上屋建設等）の支出に充てるために起債した機能債の残高（平成 14 年度末残高）の合計は 489 億 95 百万円ある。従って、当該県債を使用料及び手数料だけで回収するのに単純計算（時間価値や金利変動等を無視した単純計算）で実に 63.3 年を要する計算になる。将来、港湾機能施設の投資に関する起債や県債の借換があればさらに回収期間を要することになる。この点については、後述 3. 港湾整備事業の現状と課題で検討を加えている。

**表 29 平成 14 年度末港湾別県債（機能債）残高**

（単位：千円）

港湾	県債残高
仙台港区	14,246,166
塩釜港区	207,796
石巻港	34,330,333
気仙沼港	9,292
御崎港	3,066
フェリー	199,016
合 計	48,995,671

港湾課「県債償還一覧表」より

注1. 「フェリー」には、フェリー公社への貸付金のために起債した県債が区分されている。

2. 上記県債残高は、元本406億75百万円に利子83億20百万円を加えた金額である。

## (2) 財産収入と臨海債償還支出

今後見込まれる財産収入は、石巻臨海土地造成地の売却だけであり、造成予定地から見込まれる土地売却収入は577億54百万円である。当該土地売却収入見込額は、平成14年5月提出総務省提出資料「地域開発事業（臨海土地造成）収支実績及び計画表」記載の土地売却代総額602億53百万円から、平成14年度までの売却代金累計額24億98百万円を差引いた残額である。

平成14年度の県債（臨海債）残高は、480億39百万円であり、上記計画表のとおり売却ができれば売却による財産収入で県債残高の返済が可能となる。この点について、後述する4.臨海土地造成事業の現状で検討を加えている。なお、仙台港区の47億44百万円については、下記の経緯がある。

**表 30 14年度末港湾別県債（臨海債）残高**

(単位:千円)

港 湾	県債残高
仙台港区	4,744,185
石巻	43,294,974
合 計	48,039,159

注1. 石巻港に係る臨海債の償還は、借換債がなければ平成24年度までの予定になっている。

2. 上記県債残高は、元本437億39百万円に利子43億円を加えた金額である。

仙台港区の県債残高47億44百万円は、平成3年度に実行された漁業補償のための起債残高42億77百万円と平成4年度などに実行された高砂コンテナヤード及び隣接するシャーシヤード用地開発のために起債された残高4億67百万円の合計である。

上記漁業補償起債は、総額54億80百万円であるが、過年度において防波堤工事の進捗に応じた補償費相当額として、累計約14億円を国等から特別会計に受入れしている（最終的には合計約27億円が港湾改修事業から補償費分として受入れする見込みとなっている）。この漁業補償起債は、向洋地区の臨海土地造成と防波堤等の港湾施設建設に伴う漁業補償に対して起債されたので、臨海債とされている。

平成4年度などに取得済の用地については、平成8年に港湾計画を改訂し、土地利用を一部変更している。向洋地区の整備については、港湾課によれば「計画の実施に当たっては、コンテナ貨物を含めた貨物全体の動向をみきわめながら適切に対応する」こととしており、当該土地については、高砂コンテナヤード及びコンテナシャーシヤードとして利用するために整備したのち、民間企業等に使用許可し使用料を徴収している（平成14年度の高砂コンテナヤードなどのふ頭用地等使用料収入は67百万円であった）。

同様の経緯により、上記漁業補償起債の残高42億77百万円（最終的な宮城県負担分約27億円）については、新たな起債による土地造成は行われておらず、現状では土地売却等がないため、償還原資は一般会計から繰入れしている。

### 3 港湾整備事業の現状と課題

港湾整備事業では、機能債等で資金を調達し、貨物上屋や荷役機械等の取得、使用料及び手数料収入により当該機能債を償還していくのが財政の健全性を考慮した投資・回収の見地からすれば望ましいとされている。

しかし、広く公共の用に供される港湾施設の社会資本として整備する必要性及び厳しい経済環境や国際的な競争下で利用者への影響を考慮しなければならない使用料設定の実情等を勘案すると、将来の使用料及び手数料収入だけでは投資額全額を回収するのは困難であることも事実である。従って、一般会計からの繰出しも必要不可欠とならざるを得ない。

宮城県でも、このような港湾整備事業の特質を考慮せざるを得ず、使用料及び手数料収入の他に一般財源からの繰入れによって、償還計画が作成されている。なお、県財政が逼迫している状況を勘案し、港湾整備事業においても投資すべきものを厳選した重点投資を行うとともに、必要な港湾施設については可能な限り維持・修繕を行うことによって施設の延命化を図っている。

港湾審議会答申「経済・社会の変化に対応した港湾の整備・管理のあり方について」（平成 11 年 12 月 17 日）及び交通政策審議会答申「経済社会の変化に対応し、国際競争力の強化、産業の再生、循環型社会の構築などを通じてより良い暮らしを実現する港湾政策のあり方」（平成 14 年 11 月 29 日）に対応し、また宮城県の社会資本整備の一環として港湾施設整備事業を充実していくためには、宮城県及び関係市町村は、これまで以上に主体的な取組みが求められる。港湾整備事業における、事業の合理性・効率性・透明性等に配慮しつつ、既存ストックの有効活用が図られなければならない。そのためには、現在ストックとして何があるのか、その経済価値はどうなっているのか等について企業会計の手法の導入が検討されなければならない。さらに、一般会計からの繰入れが事実上無条件に認められるようなことがないように、可能な限り具体的な数値目標を掲げ、その達成度を検証していくことが重要ではないかと考えられる。

今後、県内の各港湾の施設整備をどのように進めて行くべきかについては、各港湾のビジョンを再確認した上で、以下に提案する内容を検討され、より一層、計画的な港湾整備事業を推進されることが望まれる。

#### 意見 1 既存ストックの明確化

現在、港湾施設に関しては、実地調査を基に港湾台帳に記載することによって、公有財産として把握されている。（これは、宮城県の「公有財産規則第 66 条」及び「同事務取扱規定第 3 条」によって、港湾台帳（宮城県及び国土交通省地方整備局に備置されるもので、当該港湾にある所有者を問わずすべての施設が記載される）への記載によって、宮城県の公有財産に関する調書に替えている。）

しかし、より計画的な港湾整備事業を遂行するためには、港湾台帳への記載だけでは不十分である。既存ストックの明確化のため、下記の内容を考慮した管理帳表を整備する必要があると考えられる。

- 投資単位毎の経済的・機能的な管理数値の把握  
個々の資産又は機能する資産群毎に管理する必要がある。投資額、経済的使用可能年数、償還年限、毎年度の維持・修繕費、見込まれる使用料及び手数料、取替（更新）の有無・時期等を管理する必要がある。必要な場合、償却資産については企業会計の減価償却計算により残存簿価を把握する。以上の管理数値を取得時はもとより毎年度継続的に実施する必要がある。
- 長期的な視点からの各年度の予算措置  
上記のような投資単位毎の積上げによる基礎資料を基に、次年度の予算措置を講じていくことを継続することによって、厳しい財政状況下でも、より精度の高い予算編成が可能となり、また長期的な社会資本整備を効率的かつ効果的に実行していくことができる。
- 港湾台帳を基にした管理帳表活用の検討  
このような検討を可能にするためには、今後新規に投資する港湾施設はもとより、現在使用している港湾施設について港湾台帳等の記載を基に上記の整理された管理帳表を整備することが望まれる。

## 意見2 事業の合理性と効率性

港湾整備事業の推進について、常に各港湾のビジョンと照らして、現在及び中長期的な見通しについて行政としての自己点検が必要となる。そのためには、数値化できるものは、可能な限り数値目標を設定し、実績と対比するということも必要と考えられる。例えば、各港湾施設の使用料及び手数料収入はもとより、各港湾の取引高（移出高及び移入高）や地域経済活性度（地域のGDPの増加率等）、さらには港湾環境指標（港湾内水域のダイオキシン濃度等）など重要と考えられるものについて、数値目標を立てることも必要と考えられる。

このような数値目標との整合性を考慮しながら、個々の投資意思決定（新規の機械を取得するかどうか、設備を更新するかどうか、修繕費支出等々の意思決定）を行うことがより有益ではないかと考えられる。

## 意見3 事業の透明性

特別会計の収支決算の報告や「宮城の港湾統計」、「PORTS OF MIYAGI（宮城の港湾）」などにより、県議会及び県民に港湾整備事業に関する情報開示がなされている。しかし、各港湾のビジョン、将来の一般会計からの繰入金の予想値、各種数値目標とその達成度、当年度の投資物件等の中長期見通しを公表することによって港湾整備事業の透明性がさらに高まり、県民の関心及び理解が深まるものと考えられる。

## 4 臨海土地造成事業の現状

### (1) 港湾計画時から直近までの推移

現在、臨海土地造成事業を行っているのは、石巻港だけである。石巻港は、昭和 39 年に重要港湾の指定を受け、県北部の拠点港として整備が進められてきた。当時、港湾背後地には、木材関連、食品飼肥料、製紙等多数の企業が立地しており、取引貨物量は順調に推移しており発展が予想されることから、昭和 56 年 3 月に沖合埋立地（雲雀野地区）造成の港湾計画が策定された。その後、平成元年 7 月の港湾計画改訂を受け、同 3 年 8 月に公有水面埋立免許を取得し着工した。平成 10 年 6 月に一部が竣工し、中央 1 号ふ頭岸壁（マイナス 13m）及び背後の荷捌地、野積場の供用を開始した。造成した臨海土地については、平成 12 年度から売却を実施している。

平成元年 7 月に改訂された「石巻港港湾計画書」（その後現在まで改訂されていない）には、「この現況と本港の位置的優位性からみて、今後ますます背後地の石巻地区及び県北地域の開発や流通の拠点としての役割を一段と担うものと予想されることから、飛躍的發展を期待して、港湾区域を拡大するとともに、整備を進めている現状である。」との記載がある。

しかし、この港湾計画改訂後、バブル崩壊そして長期にわたる経済の低迷という経済環境の変化があり、想定していた取引貨物量と大きくかけ離れる結果となり現在に至っている。この経済環境の激変は、取引貨物量の減少にとどまらず、港湾背後地の企業及び当地区に進出を計画しようとする企業の設備投資意欲を減退させる結果となった。その結果、造成した臨海土地に対する需要の減少、価格の下落という当初想定もしていなかった事態に直面せざるを得ない現状に至っている。

表 31 石巻港入港船舶及び海上出入貨物の推移（平成元年以降）

年度	隻数	総トン数	年度	隻数	総トン数
平成元年	9,067	6,696,728	平成 8 年	8,359	6,910,140
平成 2 年	8,837	6,992,981	平成 9 年	8,637	7,323,565
平成 3 年	8,653	7,088,392	平成 10 年	8,457	6,352,334
平成 4 年	8,514	6,804,995	平成 11 年	8,180	6,455,066
平成 5 年	8,620	6,649,108	平成 12 年	7,676	5,806,264
平成 6 年	8,862	7,132,314	平成 13 年	7,288	5,429,290
平成 7 年	8,393	7,366,107	平成 14 年	7,097	5,434,418

「平成 14 年宮城の港湾統計」（宮城県土木部港湾課）より抜粋

平成元年 7 月改訂の「石巻港港湾計画書」では、平成 12 年の貨物量を、地域別人口及び県内純生産等の伸び率から 53 の品目別に推定し、合計 8,639 千トン（入：7,239 千トン、出：1,400 千トン）としていた。

臨海土地造成については、既存立地企業からのヒアリング等を基に次頁のような工業用地利用計画が設定されていた。

**表 32 平成元年 7 月改訂 工業用地利用計画**

(面積単位：m<sup>2</sup>)

用途	面積	適用
製紙業	428,000	拡張
木材加工業	266,000	拡張
配合飼料等食品加工業	430,000	釜地区からの移転
電気・機械・化学等	164,000	新規導入
合計	1,288,000	

「石巻港港湾計画資料（その 1）改定」（石巻港港湾管理者）より

「港湾計画書」は、港湾法第 3 条の 3 第 1 項「港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令（港湾法施行令）で定める事項に関する計画」により、重要港湾の港湾管理者に作成が義務付けられているものであるが、港湾の開発、利用及び保全について、長期的展望に基づいて策定した、将来時点の港湾空間のあるべき姿をマスタープランとして作成しているものであり、事業の具体的なスケジュールや収支計画については記載するものではない。上記港湾計画書では、資金計画（公共事業 1,431 億円、起債事業 793 億 70 百万円）について地区別に概略的に記載されていた。

資金に関する具体的な計画は、毎年度提出される総務省提出資料によっている。直近の総務省提出資料「臨海土地造成収支実績及び計画表」（平成 15 年 5 月提出）で造成に要する総工事費は、375 億 12 百万円（うち 37 億 4 百万円は平成 15 年度以降の支出予定額）、それに対する起債額 387 億 15 百万円（うち 32 億 93 百万円は平成 15 年度以降起債予定額）であった。

なお、同総務省提出資料によれば、当該臨海土地造成においては一般会計からの繰入金は起債の償還（県債の償還期間は 10 年とされている）等のため計画期間全体を通じて 489 億 63 百万円を要するが、開発した臨海土地をすべて売却してその売却代金（602 億 53 百万円）で一般会計に 493 億 80 百万円の繰出金を捻出する計画となっている。

これまで、年々の収支の見直しについては、上記の総務省提出資料によっている。一部段階的に整備計画を作成し、その都度埋立計画の承認を受け、起債要求をしてきている。平成元年 7 月に改訂された「石巻港港湾計画書」は、マスタープランとして現存しているが、これについては、現在全面的な見直しに着手している。

**表 33 石巻臨海土地造成収支計画**

(単位：千円)

	平成 14 年度 までの実績額	平成 15 年度 以降の予定額	合 計
収 入			
起債（造成分）	34,253,000	4,462,000	38,715,000
起債（その他）	11,643,000	32,645,000	44,288,000
土地売却代	2,498,266	57,754,859	60,253,125
他会計繰入金	907,999	48,055,874	48,963,873
その他	1,000	—	1,000
小 計	49,303,265	142,917,733	192,220,998
支 出			
土地買収費	229,994	732,006	962,000
造成費	33,807,897	3,704,794	37,512,691
事務費	215,109	25,200	240,309
公債費（造成分）	5,778,000	32,937,000	38,715,000
公債費（その他）	8,719,922	56,690,071	65,409,993
他会計繰出金	551,343	48,828,662	49,380,005
その他	1,000	—	1,000
小 計	49,303,265	142,917,733	192,220,998
差 引	—	—	—

総務省提出資料「臨海土地造成収支実績及び計画表」より集計

- 注 1. 土地買収費は、平成 10 年度に国より海岸を取得した際に支払った支出額である。  
 2. 収入一起債（その他）及び支出一起債（その他）には借換債による収入額及び支出額を含む。

また、上記計画表では臨海土地の売却について下記の記載になっている。

**表 34 臨海土地売却計画**

(単位：千円)

年 度	売却金額
平成 12 年度	1,489,242
平成 14 年度	1,009,024
以上実績 計	2,498,266
平成 15 年度	2,521,715
平成 23 年度	11,956,808
平成 28 年度	16,371,440
平成 32 年度	26,904,896
合 計	60,253,125

平成 12 年度及び平成 14 年度の売却先は、いずれも現在の港湾背後地に拠点を置いている B 社であった。

**表 35 B社への売却実績**

(金額単位：千円)

物件所在地	売買金額	面積(m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> 単価
・石巻市雲雀野二丁目 15 番 4	1,489,242	67,325.63	22,120
・石巻市雲雀野二丁目 15 番 5	1,009,024	45,615.92	22,120
合 計	2,498,266	112,941.55	

なお上記は、同社と合意している約 50%の購入に相当し、今後第二バース完成後に残り全面積の取得が予定されている。

現在までの売却実績は以上のとおりである。以上の売却面積と今後の売却予定分 114,000 m<sup>2</sup>の合計面積は 226,941 m<sup>2</sup>であり、造成予定の臨海土地の合計面積 946,292 m<sup>2</sup>の約 24%に相当している。従って、今後同一の単価で残りの面積をすべて売却できたとすれば、その売却金額の合計は 209 億 31 百万円 (946,292 m<sup>2</sup>×22,120 円/m<sup>2</sup>) になる。

総務省提出資料「臨海土地造成収支実績及び計画表」に記載している土地売却代収入 602 億 53 百万円との差額は、393 億 21 百万円という試算結果となる。この中には、石巻港の臨海部土地造成事業で実施した外周の埋立護岸や中仕切護岸及び道路があり、本来、一般会計の公共事業として整備すべきものがあり、売却価格に転化できないものが含まれている。しかし、いずれにしても今後当該差額は県債の償還を通じて一般会計からの繰入金によって賄うことになり、最終的には県民の負担となる。

当該売却単価 22,120 円/m<sup>2</sup>については、平成 12 年 4 月 26 日付けで総務部管財課から売払基準価格として通知された金額であるが、現在では近隣の地価はさらに下落しており、この下落傾向が続く限りさらに一般会計からの繰入金が増加することになる。

#### **意見 4 石巻臨港土地造成についての今後の対応**

石巻臨海土地造成についての収支見通しは、上述したとおり今後臨海債の償還資金について一般会計からの多額の繰入金を要する見込みである。

しかし、当該造成事業については、単に土地を造成し売却するという観点だけではなく、社会資本充実及び地域経済の活性化と雇用の確保という視点からすると一定の意義があったことは事実である。

造成した土地については、適正な用地価格で売却することが宮城県の方針として決定されているが、本事業の継続については、その都度、宮城県の事業評価を受けて判断される必要がある。現在の段階的な整備計画では、今後新たに支出する造成費用は約 37 億円であり、全体の支出予定額 375 億 12 百万円 (約 338 億円は支出済) の 9.9%にすぎず大部分が支出済である。港湾の土地造成事業は、長期の時間と多額の経費がかかることから、県民への説明責任を果たした上で、県民の負担をできるだけ抑えながら速やかな造成土地の売却が必要である。



## **(意見のまとめ)**

### **(1) 港湾整備事業**

港湾整備事業は、国と地方が関わる重要な社会資本整備の一つであり、長期にわたる事業でしかも多額の投資資金を必要としている。長期の事業であるがために、途中で環境が変化して当初の計画やビジョンを見直さざるを得ない場合も生ずる。常に、事業の目的を見直す必要がないかどうか、毎年度の事業活動が事業目的に照らして効果的かつ効率的か点検していくことが必要である（意見2）。

今後、地方主体で事業を行っていく場合、既存ストックとして何があるのか（又は事業目的に照らして何がないのか）、それをどのように利用すべきかを検討するに当たっては、可能な限り計数を利用した管理方法を検討すべきではないかと考えられる。これまで関係法令等の要件を備えて作成してきた港湾台帳は、これからは宮城県が主体となり事業遂行の実績を把握する等、様々な意思決定に利用できるように検討しなければならない（意見1）。

また、本事業については、収入について一般会計と特別会計に各区分経理されていることや、そもそも長期にわたる事業について単年度の収支決算だけでは事業遂行の実態（今後の見直しを含む）を計数でもって県民に知らせることが難しい。社会資本整備の実態、将来の県民の負担等が理解できるような港湾バランスシートを検討することも必要であろう（意見1及び意見3）。

### **(2) 臨海土地造成事業**

臨海土地造成事業についても、社会資本整備及び地域の雇用確保という意義はあるものの、長期間にわたる事業であり、環境変化による計画の見直しは必須である。

現在、マスタープランとしての石巻港港湾計画の全面的な見直しに着手しているとしても、整備計画についても見直しを行い、県民への説明責任（特に一般会計からの繰出金の見込額）を果たし、県民への負担をできるだけ抑えた速やかな造成の完了と造成地の売却が急務であろう（意見4）。

<参考資料>

監査テーマとしなかった宮城県における特別会計の概要は、次のとおりである。

1 宮城県港湾整備事業特別会計（産業経済部漁港漁場整備課）

漁港整備事業（産業経済部漁港漁場整備課）

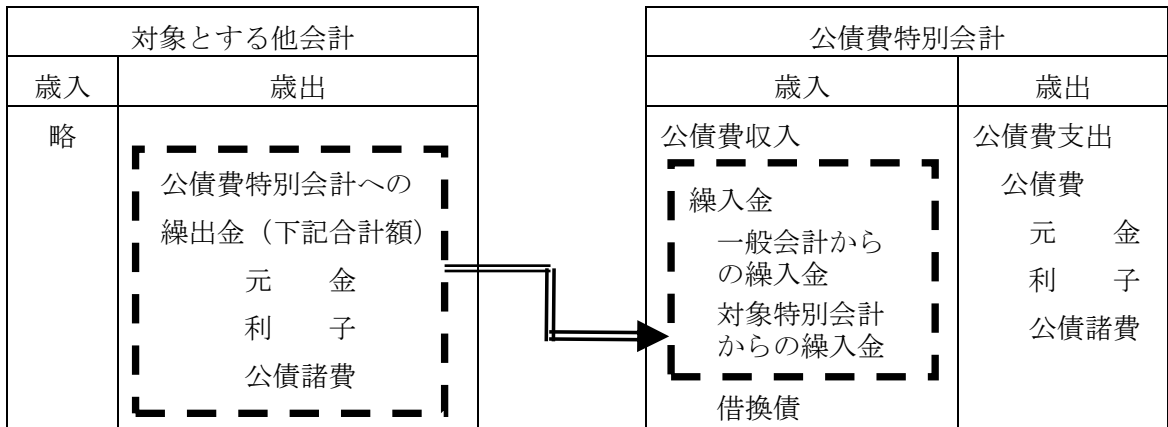
根拠法令等	港湾整備事業特別会計条例（昭和 39 年 3 月 26 日、宮城県条例第 27 号）
設置目的	漁港整備事業は県内漁港の「漁港機能施設整備事業」及び「臨海部土地造成事業」があるが、現在施設整備事業も土地造成もすべて終了し、造成地の売却事業が塩釜漁港及び石巻漁港において進められている。売却は分譲形式で実施されその売却代金をもって起債の償還に充てるため一般会計とは別に特別会計で区分して経理するため設置された。
歳入及び歳出	一般会計からの繰入金、使用料、借入金その他の収入をもってその歳入とし、事業費、事務費その他の諸費をもってその歳出とする。

2 宮城県公債費特別会計（総務部財政課）

根拠法令等	公債費特別会計条例（平成元年 2 月 28 日、宮城県条例第 14 号）
設置目的	一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く）に係る公債費を一元的に経理することにより、その事務の簡素・合理化を図る。
歳入及び歳出	一般会計、特別会計及び県債管理基金からの繰入金、借入金、その他の収入をもってその歳入とし、借入金の償還金及びその他の支出をもってその歳出とする。
対象とする会計	一般会計、県有林特別会計、土地取得特別会計、土地区画整理事業特別会計、流域下水道事業特別会計、港湾整備事業特別会計

この特別会計は、6 頁表 2 に記載のとおり、歳入と歳出が同額となっている。これは上記のとおり公債費を一元的に管理するために設置されていることに起因するものである。簡単にこの特別会計の仕組みを次に示すこととする。

図 3



すなわち、対象とする他会計が償還すべき公債費は、公債費特別会計に集約され、そのまま公債費として支出されるため、歳入と歳出は同額となるのである。

地方自治法上の特別会計の設置の趣旨からは理解しづらい特別会計であるが、公債管理の総合的な処理体制の整備の一環として設置が推奨されている（「地方債の管理について」（昭和 61 年 6 月 19 日付け各都道府県総務部長・各指定都市財政局長あて自治省地方債課長内かん）、「市場公募地方債に係る満期一括償還方式の導入について」（平成 4 年 1 月 20 日付け市場公募地方債発行都道府県総務部長・市場公募地方債発行指定都市財政局長あて自治省地方債課長内かん））。

### 3 宮城県母子寡婦福祉資金特別会計（保健福祉部子ども家庭課）

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法
設置目的	母子家庭や寡婦の経済的自立と生活安定の助長と扶養している児童の福祉増進を図ることを目的とした、無利子又は低利子で生活資金や修学資金等の貸付けを定めた母子及び寡婦福祉法において特別会計を設けることを義務付けている。
歳入及び歳出	一般会計からの繰入金、国からの借入金（都道府県がこの貸付事業の財源として特別会計に繰り入れる金額の 2 倍、無利子）、福祉資金貸付金の償還金及び附属雑収入をもってその歳入とし、福祉資金貸付金、国への償還金、一般会計への繰出金並びに貸付けに関する事務に要する費用をもってその歳出とする（母子及び寡婦福祉法第 36 条第 2 項）。

### 4 宮城県農業改良資金特別会計（産業経済部経営金融課、産業人材育成課）

#### （1）農業改良資金貸付事業（産業経済部経営金融課）

根拠法令等	農業改良資金助成法
設置目的	農業者が農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することを支援するため、都道府県が農業者等に対する農業改良資金（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む）を無利子で貸付けを行う場合において特別会計を設置して経理することを、農業改良資金助成法において義務付けている。
歳入及び歳出	一般会計からの繰入金、国からの借入金、貸付金及び都道府県が行う貸付け（一農業者等ごとの限度額は、農林水産省令で定める）に係る資金の償還金（違約金を含む）並びに附属雑収入をもってその歳入とし、貸付金等、借入金の償還金、一般会計への繰出金、納付金、貸付けに関する事務費その他の諸費をもってその歳出とする（農業改良資金助成法第 12 条第 2 項）。

## (2) 就農施設等資金貸付事業（産業経済部産業人材育成課）

根拠法令等	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法、農業改良資金助成法
設置目的	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づき、知事の認定を受けた就農計画に従って、経営を開始するのに必要な資金を無利子で貸し付けることにより、新規就農者の円滑な経営開始と経営の安定を図るため、都道府県が国から資金の貸付けを受けて当該貸付事業を行う場合において、特別会計を設置して経理することができることを、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法において規定している。この場合農業改良資金助成法第12条において設置する特別会計において併せて行うことができるが、当該経理は他の経理と区分して行うこととされている。
歳入及び歳出	一般会計からの繰入金、国からの貸付金及び融資機関からの借入金（一農業者等ごとの限度額は、農林水産省令で定める）、償還金（違約金を含む）並びに附属雑収入をもってその歳入とし、都道府県青年農業者等育成センター及び金融機関への貸付金等、借入金の償還金、一般会計への繰出金、納付金、貸付けに関する事務費その他の諸費をもってその歳出とする。

## 5 宮城県沿岸漁業改善資金特別会計（産業経済部経営金融課）

根拠法令等	沿岸漁業改善資金助成法
設置目的	沿岸漁業者の近代的漁業技術、漁ろうの安全の確保のための設備又は合理的な生活方式等を促進するため長期資金を無利子で貸し付け、沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業従事者の福祉の向上を図ることを支援するため、都道府県が沿岸漁業者に対する経営等改善資金等の貸付けを行う場合において特別会計を設置して経理することを、沿岸漁業改善資金助成法において義務付けている。
歳入及び歳出	一般会計からの繰入金、国からの補助金及び都道府県が行う貸付け（一沿岸漁業従事者ごとの限度額は、農林水産省令で定める）に係る資金の償還金（違約金を含む）並びに附属雑収入をもってその歳入とし、貸付金、貸付けに関する事務費その他の諸費をもってその歳出とする（沿岸漁業改善資金助成法第12条第2項）。

## 6 宮城県林業改善資金特別会計（産業経済部経営金融課）

根拠法令等	林業改善資金助成法
設置目的	林業従事者等が林業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門の経営を開始し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することを支援するため、都道府県が林業従事者等に対し林業改善資金を無利子で貸付けを行う場合において特別会計を設置して経理することを、林業改善資金助成法において義務付けている。

歳入及び歳出 一般会計からの繰入金、国からの補助金、貸付金及び都道府県が行う貸付けに係る資金の償還金（違約金を含む）及び附属雑収入をもってその歳入とし、貸付金等、貸付けに関する事務費その他の諸費をもってその歳出とする（林業改善資金助成法第12条第2項）。

## 7 宮城県県有林特別会計（産業経済部森林整備課）

根拠法令等 県有林特別会計条例（昭和39年3月26日、宮城県条例第26号）  
設置目的 県下43市町村に存する1万3千余ヘクタールの県有林は、県土の保全及び森林資源の保続・培養を通じ、県有財産の造成と森林育成の先導的な役割を果たすものであり、その円滑な運営と適正な経理を行なうため設置された。  
歳入及び歳出 国からの補助金、財産収入その他の収入をもってその歳入とし、事業費、事務費その他の諸費をもってその歳出とする。

## 8 宮城県土地取得特別会計（総務部管財課）

根拠法令等 土地取得特別会計条例（昭和43年3月27日、宮城県条例第10号）  
設置目的 公用又は公共用に供する土地（土地に関する所有権以外の権利を含む）及び自然環境の保全その他公共の利益のために必要な土地の取得事業（これに関連して行う損失の補償を含む）の円滑な運営とその適正な経理を行うため設置された。  
歳入及び歳出 一般会計からの繰入金、事業収入、県債その他の収入をもってその歳入とし、事業費、事務費その他の支出をもってその歳出とする。

## 9 宮城県流域下水道事業特別会計（土木部下水道課）

根拠法令等 流域下水道事業特別会計条例（昭和53年3月30日、宮城県条例第5号）  
設置目的 下水道には、宮城県が実施する流域下水道事業と市町村が実施する公共下水道事業がある。  
一般会計において市町村の下水道事業の指導、過疎代行事業等、調査研究事業、普及啓発事業を経理し、特別会計において流域下水道の維持管理及び建設等を経理することにより、これら事務事業の円滑な運営とその適正な経理を行うため設置された。  
歳入及び歳出 一般会計からの繰入金、市町村の負担金、借入金その他の収入をもってその歳入とし、事業費、一般会計への繰出金その他の支出をもってその歳出とする。